

平成18年第4回豊後高田市議会定例会会議録(第1号)

- 議事日程〔第1号〕**
 12月11日(月曜日)午前10時 開会
 開会宣告
 開議宣告
- 日程第1** 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 閉会中の委員会付託事件(第76号議案及び第77号議案)について(委員長報告・質疑・討論・表決)
日程第4 第81号議案から第93号議案まで、第7号報告及び報第8号上程
 提案理由説明
 第85号議案(質疑・討論・表決)
 第81号議案から第84号議案まで及び第86号議案から第93号議案まで、第7号報告並びに報第8号
 質 疑
 委員会付託
 [ただし、報第8号は除く]
日程第5 請願第1号上程(委員会付託)

- 16番 近藤安夫
 17番 後藤龍太郎
 18番 安東正洋
 19番 北崎安行
 20番 川原直記
 21番 河野正春
 22番 山本博文
 23番 進藤国臣
 24番 近藤今朝則
 26番 菅 健雄
 28番 近藤準三郎
 29番 後藤 等
 30番 相部法生
 31番 酒井貞生
 32番 堂園慶吾
 34番 南浴利雄
 35番 徳永 浄
 36番 益戸政吉
 37番 野上一郎
 38番 井ノ口政之
 39番 木村修一
 40番 大石忠昭
 41番 岩本 武

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(38名)

- 1番 成重博文
 2番 安達 隆
 3番 尾上真一
 4番 野田大二
 5番 岡部心介
 6番 山田秀夫
 7番 松本博彰
 8番 中山田健晴
 9番 河野徳久
 10番 明石光子
 11番 村上和人
 12番 吉高彰生
 13番 安長袈裟雄
 14番 小野國廣
 15番 鷺海政幸

欠席議員(3名)

- 25番 井上 優
 33番 成重昌臣
 42番 瀬口孫次

職務のため議場に出席した事務局職員の**職氏名**

- 事務局 長 増田正義
 議事係 長 清水栄二
 書 記 安藤雅俊
 書 記 近藤浩二

説明のため議場に出席した者の職氏名

- 市 長 永松博文
 助 役 都甲昌叡
 参事兼総務課長 鷺海 豊
 参事兼真玉市民センター長 青野素久

12月11日

参事兼香々地市民センター長	佐藤良雄
プロジェクト推進課長	中嶋栄治
企画財政課長	野村信隆
福祉事務所長	大園栄治
保険年金課長	小野俊久
農林振興課長	北崎順一
総務・法規係長	久保健一
秘書広報係長	小野政文
行政管理係長	飯沼憲一
国保年金係長	水江和徳
情報政策係長	河野真一
教育庁 教育長	都甲桂一

○議長（菅 健雄君） おはようございます。
ただ今の出席議員は38名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成18年第4回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

○議長（菅 健雄君） これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

○議長（菅 健雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、21番河野正春君、22番山本博文君を指名いたします。

○議長（菅 健雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの10日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付しております会議予定表のとおりであります。

○議長（菅 健雄君） 日程第3、閉会中の継続審査となっております、お手元に配付しております閉会中の継続審査結果表の第76号議案及び第77号議案を一括議題といたします。

○議長（菅 健雄君） これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長河野徳久君。

○決算審査特別委員長（河野徳久君） 皆さんおはようございます。

去る10月10日、決算審査特別委員会を開会し、継続審査となっております決算議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第76号議案「平成17年度豊後高田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、まず一般会計部分ですが、歳入歳出決算額が、歳入総額148億3,859万8,681円に対し、歳出総額140億7,463万446円で、歳入歳出差引額7億6,396万8,235円を平成18年度へ繰り越しています。この内訳は、繰越明許費繰越額446万円、実質収支額7億5,950万8,235円です。

審査は、歳入部分と歳出部分に分け行われました。まず、執行部から大要の説明を受け、決算に関する説明書や監査委員の意見書などを参考に、質疑、意見が出されたところです。歳入に関しては、自主財源の確保の立場から、歳出に関しては、事業の内容と行政効果の点について各款にわたり審査を行い、決算状況の把握と分析がされております。

初めに、歳入の内容としては、前年度決算と比較して、6,255万6,000円、0.4パーセントの減額です。このうち増額の主なものは、市税、地方譲与税、繰越金、諸収入等です。特に大きい伸びを示しております繰越金については、合併前の基金取り崩しの剰余分によるものです。また、諸収入については、地域総合整備資金貸付金の繰上償還に伴う貸付金の元利収入によるものです。減額の主なものは、繰入金、市債等です。特に繰入金については、前年度合併に伴い打ち切り決算となることを受け、赤字での決算を回避する措置として基金を取り崩して補ったため、大幅な減額となっております。

審査の中で委員から、市税の収入未済の増加及び不納欠損の状況などについて質疑がありました。

これに対し執行部から、次のように説明を受けています。

まず、市税の収入未済については、市税全体の徴収率93.8パーセント、うち現年課税分については、徴収率98.8パーセントであり、各税目とも前年度徴収率を上回ることができ、収入未済額は前年度より減少しましたが、滞納繰越分について前年度を下回り、収入未済額が増加する結果となった。

不納欠損の主な理由としては病気等による生活困窮者、長引く景気低迷による倒産等によるものです。納税相談あるいは資産等の調査を可能な限り実施してきましたが、以上のようなことから、

やむを得ず地方税法の規定に基づき不納欠損処分をしたものです。

その他歳入部分については、各款毎に増減の詳細な説明を受けたところです。

次に歳出の内容としては、前年度決算と比較して4,709万8,000円、0.3パーセントの増額です。このうち増額の主なものは、商工費、災害復旧費、公債費等です。商工費については、企業再配置促進整備事業、昭和ロマン蔵南蔵整備事業、豊後高田市観光まちづくり会社出資金などによるものです。減額の主なものは、農林水産業費、土木費、教育費等です。土木費の減額は、市単独の道路改良事業費の減などによるものです。

審査の中で委員から、プロジェクト推進費のコミュニティバス等導入可能性調査委託料の委託内容及び委託相手方並びに消防費の寄付金の精算内容などについて質疑がありました。

これに対し執行部から、次のように説明を受けています。

コミュニティバス等導入可能性調査委託料の委託内容は、地域交通の現状、要望の把握、先進地の事例調査、需要予測、方向性及び事業採算性の検討並びにこれらの基本になる社会調査で、委託相手方は、数少ない地場のシンクタンクであり、導入可能性調査に関するノウハウを持っているということで、株式会社大銀経済経営研究所に委託したということであります。

消防費の寄附金の精算内容については、高田地域消防組合の解散に伴う財産処分で、基金分が2,245万8,099円で、消防車等の財産分が340万3,832円で、合計2,586万1,931円の精算ということであります。

また、他の委員から、経常収支比率の低下や消防費の備品購入費の不用額などについて質疑がありました。

これに対し執行部から、次のように説明を受けています。

経常収支比率の低下については、合併後の不断の改革の取り組みの推進などから、歳出で、計画を4億4,000万円ほど下回り、歳入で計画どおり1,000万円ほど上回ったことによるものであります。

消防費の備品購入費の不用額については、防災資機材を購入する予定でしたが、台風14号による被害が県下各地に及んだことにより、県の採択枠から外れ、事業採択に至らなかったことによるものであります。

審査としてはこの他に、決算結果を踏まえた、本市の財政力及び財政運営について、経常収支比率、公債費負担比率及び積立金などの分析と説明を受け、審査を終えました。

次に「国民健康保険特別会計」部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額28億1,0

44万2,489円に対し、歳出総額28億1,033万4,289円で歳入歳出差引額10万8,200円を平成18年度へ繰り越しています。

執行部から、平成17年度決算について次のように説明を受けました。

歳入総額は、前年度比較で1.8パーセントの減額です。歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金などです。

歳出総額は、前年度比較で3.5パーセントの減額です。

このうち、減額の主なものは、

1、総務費。これは、合併による事務の統合により減額になったものです。

2、老人保健拠出金。これは、新たに老人医療の対象になる方がなく、死亡等により対象者が減少したためです。

次に増額の主なものは、

1、保険給付費。これは、老人医療受給対象者が75歳になることに伴い、その経過途中であるため、国保での負担が大きくなっているものです。

2、介護納付金。これは、国の示す第2号被保険者の一人あたりの負担額が増加したためです。

次に「老人保健特別会計」部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額39億8,829万9,845円に対し、歳出総額39億8,573万5,265円で歳入歳出差引額256万4,580円を平成18年度へ繰り越しています。

歳入の主なものとしては、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、医療諸費で、内訳としては医療給付費、医療費支給費、審査支払手数料です。医療給付費は、前年度と比較して、1億2,487万6,000円、3.1パーセントの減となっています。これは、平成14年の制度改正により、老人医療対象者の年齢が70歳以上から75歳以上になったことに伴い、現在その経過途中であるため、新たに老人医療の対象になる方がなく、死亡等により対象者が減少しているためです。

次に「介護保険特別会計」部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額23億9,954万2,278円に対し、歳出総額23億8,882万4,434円で、歳入歳出差引額1,071万7,844円を平成18年度へ繰り越しています。

歳入の主なものは、保険料、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金です。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費、財政安定化基金拠出金です。

介護保険制度につきましては、制度施行後5年を経過したことから、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢化社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般の見直しが行われました。平成17年10月からは施設給付

の見直しが行われ、居住費、食費につきましては保険給付の対象外となり、それに伴い低所得の方の施設利用が困難にならないよう負担軽減を図る観点から、補足的給付の創設と高額介護サービスの見直しがなされたところです。

次に「介護サービス事業特別会計」部分についてですが、これは、特別養護老人ホーム真寿苑等で実施していました介護サービス事業等に係るものです。

歳入総額は4億1,206万2,279円で、その主なものは、サービス収入及び繰越金です。

歳出総額は2億8,324万5,649円で、サービス事業費です。主な内容としては、人件費、材料費及び光熱水費等です。

歳入歳出差引額1億2,881万6,630円の剰余金が生じていますが、基金積立が行われております。

次に「簡易水道事業特別会計」部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額、歳出総額ともに3,332万4,332円です。

歳入の主なものは、使用料及び手数料、繰入金です。

歳出の主なものは、総務費、この主なものは田染、真玉、香々地地区の人件費、需用費及び水質検査委託料などです。簡易水道費、この主なものは取水施設のフェンスの整備等です。

次に「公共下水道事業特別会計」部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額・歳出総額ともに11億8,417万1,669円です。

歳入の主なものは、使用料、国庫支出金、繰入金及び市債などです。

歳出の主なものは、総務費、公共下水道費、公債費などで、整備の内訳として、汚水幹線管渠工事3,826メートル、整備面積11.45ヘクタールの事業を実施しております。

次に「特定環境保全公共下水道事業特別会計」部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額・歳出総額ともに6億6,288万8,839円です。

歳入の主なものは、国庫支出金、繰入金及び市債などです。

歳出の主なものは、総務費、特定環境保全公共下水道費、公債費などで、整備の内訳として、真玉処理区については、汚水管渠工事3,433メートル、整備面積8.1ヘクタール、香々地処理区については、汚水管渠工事4,448メートル、整備面積11ヘクタールの事業を実施しております。

次に「農業集落排水事業特別会計」部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額、歳出総額ともに3,516万9,914円です。

歳入、歳出ともに、前年度決算額と比較して、8,257万4,944円、57.4パーセント

減額です。歳入の理由としては、整備完了に伴う国庫補助金、県補助金及び下水道債の減等によるものです。歳出の理由としては、受益者負担金の期限内納付による前納報償費の減及び整備完了に伴う工事請負費の減です。

次に「漁業集落排水事業特別会計」部分についてですが、歳入歳出決算額は、歳入総額、歳出総額ともに1,849万1,548円で、前年度決算額と比較して、1,863万8,114円、0.7パーセントの増額です。

第77号議案「平成17年度豊後高田市水道事業会計決算の認定について」は、給水面では、前年度に比べ配水量で7,874立方メートルの増加となり、有収水量は、1万9,644立方メートルの増加となっています。

建設改良工事については、送水管の敷設替工事及び配水管布設替工事、また公共下水道工事等に伴う配水管の布設替工事が施工されています。

財政面において、収益的収支では、総収益は、2億406万2,683円、総費用1億8,050万5,416円で差引き2,355万7,267円の当年度純利益が生じています。

次に、資本的収支では、収入総額4,795万9,089円、支出総額1億1,394万8,305円、差引き6,598万9,216円の不足額が生じています。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額349万9,000円、過年度分損益勘定留保資金6,249万216円で補てんしています。

以上、審査の結果、第76議案及び第77号議案については、全員異議なく、認定すべきものと決しました。

以上で、決算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(菅 健雄君) 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。決算審査特別委員会の委員長にお尋ねをいたします。

ご承知のように、決算の大事さというのは、この決算審議の結果、新年度の予算編成に教訓をどう活かすかということだと思っております。国会でも参議院の決算がいままで遅れておりましたけれども、来年度の予算に活かしていくためには、決算審議を急げということで国会中継でやられましたように、大変な議論がやられております。

よって、以前は、私を含めて、全議員の決算委員会で審議をしておりましたけれども、最近では、ほんのわずかな人数だけ、7人ですかね、7人の

決算委員会になり、私はその委員会の中に選任されておりませんので、審議の結果についてもう少しお尋ねをしたいと思うんです。

いま私が聞いた範囲では、昨年度の決算というのは、合併後初めての決算でありまして、私ども非常に注目してるところであります。一般会計とその他の特別会計を含めまして、11の会計の審議がされてるんですけども、概ね、いまの報告では、私どもがもう本会議で決算書やあるいは監査委員の意見書あるいは成果説明書をもってありますけれども、そのもっている範囲で出されている数字を説明しただけであって、審議の内容については、一般会計で、若干歳入歳出で質疑があったということが触られました。よって、聞きたいのは、一般会計の質疑はわかったんですけども、意見としてですね、その結果、執行部にどういう今後活かすべき教訓など意見が出されたのかどうか。よその決算委員会でしたら、ちゃんと意見項目1、2、3、4、5、6と書かれてですね、この委員長報告でやられておるんです。それが全くありませんので、改めて、あったんならばどういう意見を執行部に対して申し上げたのか、そういう意見が出されたのか、明らかにしていただきたい。

それから、2つ目は、私がいま聞いた範囲では、質疑があったのは、一般会計だけだったような気がするんですけども、あと、10の特別会計の審査では、質疑や意見はまったく出なかった、最後に満場一致でしたということなんですけど、意見の出ないまま、質疑や意見の出ないまま満場一致ということなのかどうかですね。

それから、特に国保特別会計と一般会計との関係で述べたいんですけども、質疑したいんですが、一般会計では、歳出の部分で不納欠損処分がいくらいくら出たと。この原因は何か。その結果何々という答弁があったとありました。不納欠損で議論をするんならば、やはり私は国保特別会計のほうがさらに重要問題なんです。皆さんに配られた資料にわかるように、資料と決算書で見ればわかるように、史上最大600万円を不納欠損でチャラにしているわけですね。納めなくてチャラにした方は、そのチャラにした分は、真面目に国保税を納めてる人に、この次の国保会計では、全部吹っかけられることになってるんです。一般会計では、チャラにしても市民にはそれほど影響ないけれども、国保特別会計というのは、国保に加入してる人に大きな犠牲を負うことになるわけです。それなのに、史上最大の、史上最大というのは、これまでの旧豊後高田、真玉、香々地の合計をした数ですね、と今度の新しい新豊後高田市、ずーっと私決算めくってみましたけれども、史上最大の不納欠損を出しておるんですけども、しかも、被保険者に大きな影響を及ぼすこの問題に

についても、だれからも質疑がなかったのか、どうなのかですね、聞いておきます。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 9番河野徳久君。

○決算審査特別委員長(河野徳久君) 大石議員の1番目の質問については、先程申し上げたとおりでございます。

2番、3番の質疑に対しましては、委員から質疑はありませんでした。

以上です。

○議長(菅 健雄君) ほかに質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 報告のとおりですとありましたが、もう一度お尋ねしたいのは、一般会計では、質疑があった内容はあったんですけどね、さっきの、最初の委員長報告でも、質疑、意見というようにありまして、意見を求めたらあったというようにあったんですよ。質疑というのと、意見というのはまた違いますわね。けども、委員長報告で読まれたのは質疑の内容だけだったと思うんですよ。だから、審議した結果、意見として、議員が意見、委員が意見を述べることは、本当に素晴らしいことなんですよね。意見があまりにも少ないから、いま豊後高田市が問題なんですよ。だから、どのような意見が出されたのかということ聞いてるんです。そのことをちょっと説明してもらえませんか。委員長報告では、それがなかったんです。ないならないと、あったんならばどういう意見があったのか。

今後、新年度の予算に活かされる問題、一般会計も特別会計、合わせて11の決算なんですけども、会計になってるんですけども、その部分で全然その活かされるような問題、意見は出なかったということでもいいですか。そういうことで確認していいということですか。

それから、2つ目は、それならば、7人の委員の中で、今年の10月10日に行われた決算委員会で、何人出席をされておって、何人の方が質疑をされたということなのか。県下の状況を調べましたけれども、この決算委員会がたったの1日だけで終わってるのは、豊後高田市だけですね。4日、5日かかったところもあります。で、一般会計では何人の方が意見を出した、あとの10の特別会計があるんですけども、それでは、先程は質疑はなかったということですが、すべて10の特別会計を審議するのにだれからも質疑も、意見もなかったということなんですか。

それから、3番目、もう1件は、それならば、だいたいこういうときは、11の決算を審議するのに、豊後高田市の決算審査特別委員会は、何時から始まって何時に終わって、もう実際休憩を引きましたら、審議の実動時間ちゅうのは、どれだ

12月11日

けあったのか。おそらく日本一少ないんじゃないかと思うんですけども、その辺も明らかにしていただきたいと思います。

○議長（菅 健雄君） 9番河野徳久君。

○決算審査特別委員長（河野徳久君） 大石議員の再質問にお答えいたします。

1番目の質問については、経常収支比率などの他市町村との比較や、など執行部に示していただき、健全な財政経営ができるよう意見が出されております。

2番目の質問については、委員は9人でした。

3番目の質問につきましては、10時に開会し、2時頃終わったのではないかと記憶いたしております。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） しばらく答弁ができなかったわりには、答弁があまりにも簡単でしたので、もう一度質疑をしたいと思うんです。

一般会計で1つだけ意見が出たということは、わかりました。特別会計が10あるんですね。10の特別会計の中で、質疑や意見を述べる方は全くなかったということですかという問いには、何も答えてないんです。明確にしていきたい。そんなことはないと思うんですね。その中で、私が問題にしました、国保特別会計の不納欠損が600万円を超える問題について、非常に大事な問題なんですけれども、一般会計で不納欠損の審議がされながら、同じ委員のメンバーで特別会計でされないということはないと思うものだからですね、あえて質問をしてるんですけど、これについても答弁がありませんでしたので、明確にしていきたい。

それから、私が、先程委員7人ではないかと述べたんですけど、それは、私の間違いでしたのでね、それを訂正してほしい。9人だったんでしょうかね。全員9人ということは、全員出席したというように述べていただければね、明確だったと思うんです。その出席は、100パーセント出席ということは、これは立派だと評価をいたします。そのことは。

問題は、聞きたいのは、午前10時から2時頃終わったのではないかと言われましたが、私の質問は、これ日本一まあ審議時間が少ないんじゃないかという指摘をしたんですよ。その中身は、実働、審議時間の実働なんです。2時頃終わったというけれども、休憩時間がありますのでね、途中休憩することもあります。今回は途中あまりしてないようなんですけれども、実際に審議された時間、執行部の説明がほとんどなんですけれども、それは何時間何十分ですかということまでしていただきたいんです。そうじゃないと、日本一短いかどうか、わからないんでね。それちょっと休憩

とってでも、事務局で聞けばわかることですから、2時頃なんていう、頃なんていう答弁はね、ここまできたらないと思うんですよ。はっきりした数字を出していただきたい。

それから、もう1点ですね、ちょっと答弁の中で質疑があったというんならば、もうそれでよいと思ったんですけども、明確でないので、水道特別会計では、私が本会議の議案質疑の中で、水道料金をね、ある営業用の水道料金を100万単位の金額で長期滞納してる問題を議論をしましたわね。そのことが、本来ならば、本会議で出されたんですから、委員会ではもっと突っ込んで、どう解決するかという議論をすべきなんですけれども、そのことも全然されてないということなんでしょうか。そこを明確にしてください。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 9番河野徳久君。

○決算審査特別委員長（河野徳久君） 大石議員の再々質問にお答えいたします。

1番、2番につきましては、別にありませんでした。委員長報告のとおりです。

3番目については、私はよく聞き取れなかったもので、これは留保いたして、お答えできません。

4番目の質問につきましては、委員は10人で、1人欠席がありました。

5番目の実質審議時間につきましては、2時間54分であります。

6番目につきましては、先程報告で申し上げたとおりでございます。

○40番（大石忠昭君） 議長答弁漏れでね、1点だけ、いいですか。

○議長（菅 健雄君） はい。

○40番（大石忠昭君） あのね、よく聞き取れなかったところは、もう免除しましょう。でも、最初のね、私が2回に述べてる、一般質問でね、質疑があったんだけど、それは何人ですかと。これだけはね、はっきりしてください。

いや、私が免除しましょうち、言うんや。

（「免除じゃなからうがえ」の声あり）

○議長（菅 健雄君） 申し合わせのもう3回、

○40番（大石忠昭君） いやいや、だから答弁漏れちゅうことを言ってるんですよ。答弁漏れがあるからね、2回質問したのに、2回とも答弁漏れだから、そこだけやらしてくださいちゅうことを言ってるわけ。2回とも質問したんですよ。再質問、再々質問も同じこと言ってるわけね。そこが述べられてないじゃないですかと。

○議長（菅 健雄君） 9番議員答弁ありますか。9番河野徳久君。

○決算審査特別委員長（河野徳久君） 一応3回の答弁が終わってますので、答弁席には立ちたくありません。先程申したとおりであります。

（○40番（大石忠昭君） 議長、議事進行、議

事進行、いいですか。)

○40番(大石忠昭君) 許可をいただきましたので、議事進行について述べますが、笑い事じゃないですよ。いま、委員長からね、3回は答弁に立たないと言われましたけども、私が議長に先程お願いしたのは、はっきりした質疑をしておりますながら、それに対する答弁がなかったのですね、その答弁漏れのその部分だけです、いまの再々質疑についても答弁漏れがあったんだけど、それは、一部免除すると言ったんですよ。でもその中でも、せめて、何人の議員が出席、発言、質疑をされたかということについてはね、2回質疑をしながら答弁がないので、それを求めているんです。答弁漏れを求めているんです。

なぜ、私があえて言いますかといいますが、この問題は、本来ならば、決算委員会の会議録をもらっておれば、こういう質問は一切しなくて済んだんですよ。要求しましたら、できてるんです。会議録はできてるんだけど、委員長の署名がないために、私はまだもらえないんです。こういう結果になったんですね。これまでのものは、全部決算委員会の報告もらってます。今回もらってないから、委員長が署名してないちゅうことでもらえなかったから、あえて質問したんですから、ちゃんと答えさせてください。

○議長(菅 健雄君) 大石議員に申し上げます。

委員長もこれ以上答弁の意思がないようでございますので、

○40番(大石忠昭君) ちょっと待ってください。ちょっと待って、議事進行でそんなことで済まされんで。議長いいですか。議事進行でね、議事進行ですからね、議長にその議事の取り計らいをお願いしたいんです。それは、答弁の意思がないから、それでいいなんちゅうことじゃ、それでいいですか。議長の責任を問われる問題ですよ。歴史に残りますよ、これは。

○議長(菅 健雄君) 24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) 私は議会の運営委員長の近藤でございます。あえて議運委員長の、委員長報告に対する質疑は、当然してもいい。しかし、そのやはり限度があると私は思ってますし、お互い議員同士がですね、やはり決算に対しては、非常に重要だということ認識していますけども、日本一、日本一の短い決算委員会じゃないかというようなですね、適切でない言葉、不穏当な、まじめな話でですね、質疑をするのであればお受けすべきだと私は思いますけど、そういうような議会議員としてですね、品位に関わるようなね、発言はすべきでない。今後そういうことのないように、議長も議事の運営に努めてほしいと、このように議事の進行をお願いいたします。

○議長(菅 健雄君) 委員長もこれ以上答弁がないと言っておりますので、他に質疑がなければ、

議事を進めます。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 皆さんおはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

私は、第76号議案の決算議案に対する反対討論をしたいと思えます。

聞こえるでしょうか、もう少し声を低めましょうか。

今回、まあ初めてですね、決算が一般会計とそれぞれ特別会計を1本にしたもの、水道決算事業は、また1本という、2つの決算議案になったわけですけれども、私は、市民の暮らしや福祉や教育を始めとする、市民の利益になる予算の執行状況、決算については、それは当然賛成するものでありますけれども、しかしながら、この決算の中には、同意できない点がいくつかありますので、かなり今日も時間が下がりましたので、簡単にいくつかの点を指摘し、討論をしたいと思えます。

最初は、一般会計についてなんですけれども、これまで財政が厳しい、財政が厳しいと、一方的な財政危機論を振りまいて、市民に対しては、いろんなサービスが低下する、そして負担が強化されると。合併時については、サービスは高いほうに、負担は低いほうにと言われましたけれども、実際は、そうならない、昨年の1年間のこの市政執行状況でありましたが、実は調べてみますと、いまの委員長報告では、この点触れられなかったんですけれども、市税、地方交付税が4,700万円、前3市町村の合計よりも新豊後高田市のほうが増えています。まあ、市税のほうは4,700万円増になっているんですけれども、この実際の収入状況から見ましてから、税金の使い道を改めれば、市民にいろいろと新たな負担を押し付けるとか、あるいは、サービスを切り捨てるようなことをしなくても、実際に市政執行ができたのではないかと思うわけであります。

もう1つの問題は、同和問題なんですけれども、差別を本当に根絶していくためには、公正な市政を実施することが求められていると思えます。その点で、昨年度も同和団体への特別な補助金が165万円ありますけれども、この165万円というのは、他の団体に比べてみましても法外だと思います。

例えば、PTA連合会、市全体で35万円です。母子寡婦福祉会協議会については、1年間で10万5,000円、心身障害者福祉会には29万7,000円ですが、それに比べて同和団体は165

万円の補助金というのは、これは不当だと思います。法が失効した現在、同和団体への補助金は、もうやっぱり廃止をすべきだと私は要求いたします。

さらに、特定団体が主催する集會に、負担金を負担金名目で公費からかなりの額を支出しておりますし、また、出張旅費という形でも公費でいろいろと支出しておりますが、こういう点についても見直すべきだと思います。また、住宅新築資金の償還金が、もう長年これ問題になってきたんですけども、これ特別会計から一般会計に移されましたけれども、現在でも5,700万円を超える焦げ付き、長期滞納が解決されない、そういう決算になっておりまして、こういう問題については、到底同意できるものではありません。

2つ目には、これも何度も指摘しましたけれども、県の工事関係の負担金が今年度でも約1億4,000万円を支出しておりますけれども、これには同意できません。県には、特別にこういう負担金を出しながら、その一方では、節約節約で、明日の議会でも問題にします、高齢者に対する敬老会の記念品などは、合併協議会で決定した予算の半額以下に削ると。そして、当初予算よりも270万円も減額して執行するという決算になっておりますし、また、ごみの有料化の押し付けで市民に新たに負担をかけて、市はこのごみ袋だけでも年間3,000万円の特別収益を上げる結果になっています。これまでの合併前の真玉や、香々地では、ほとんど収益はありませんでした。

そういう市民犠牲の決算状況に私は同意できませんので、反対いたします。

次は、国保会計決算についてでありますけれども、先程も指摘しましたように、不納欠損で600万円を超える事態になりました。それ以外に、滞納総額が1億556万円もあります。まさに悪質な滞納者以外の多くの市民の皆さんは、まあ、納めたくても納められないほど生活が追い詰められてるのが、現状ではないでしょうか。これだけの不納欠損や滞納額が年々増えるということは、これは納めない市民だけの責任ではなくて、市民の所得に比べて国保税があまりにも高すぎる。私どもアンケート調査をしてみましても、やはり国保税が高い、何とかしてくれという切実な声が次々と寄せられております。

よってですね、今後、市長は、国に対して国の負担部分を増やし、一般市民にかかるこの国保税が減額できるよう、国に働きかけることを求めまして、こういう市民犠牲になってる国保会計決算については、反対するものであります。

次は、介護保険の特別会計についてですけども、昨年度分については、介護保険料が5段階で、しかも旧高田、真玉、香々地それぞれ別々の介護保険料を徴収しておりますけれども、市独自の軽

減措置がないために、特に年間での年金収入など、所得の少ないお年寄りについては、もう大変な負担を強いられる結果になっています。

よその市では、市独自の軽減制度を作っておりますし、このことが問題になり、国のほうでも制度を変えて、今年度分からは、年間80万円以下のお年寄りについては、1段階に下げると、豊後高田市でも2,200人の方が、香々地では8,500円、真玉では7,000円、旧豊後高田でも3,800くらい引き下げることになりましたけれども、いま、今日審議されてるこの決算については、そういう所得の低いお年寄りについても、大変な負担を押し付けられた決算でありますので、同意できません。

この問題につきましても、今後、さらにこの負担軽減を図るように、問題は、介護保険制度が導入される前と現在を比べますと、国のこういう事業に対する負担割合が半分に減らされたことが一番問題なんです。国の負担を増やして、やっぱり国民の負担を減らすように政府に働きかけることを求めまして、この決算の反対討論といたします。

以上、簡単でございますが、終わりますので、ぜひ皆さんのご賛同をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(菅 健雄君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第77号議案を採決いたします。

本案は、閉会中の継続審査結果表のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第77号議案については、閉会中の継続審査結果表のとおり、認定することに決しました。

第76号議案を起立により採決いたします。

本案は、閉会中の継続審査結果表のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(菅 健雄君) 起立多数であります。

よって、第76号議案については、閉会中の継続審査結果表のとおり、認定することに決しました。

○議長(菅 健雄君) 日程第4、第81号議案から第93号議案まで、第7号報告及び報第8号を一括議題といたします。

○議長(菅 健雄君) 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 本日ここに第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

まず、諸般の報告でございますが、輝かしい報告からさせていただきます。

この度、農林水産省と財団法人日本農林漁業振興会との共催により実施されました「豊かなむらづくり審査会」におきまして、田染の「ふき活性化協議会」が取り組んでおります「農業と観光が調和した地域づくり」が高く評価され、九州ブロックにおいて最優秀となり、そして中央審査会におきまして栄えある天皇杯を受賞されました。

この賞は、農山漁村の豊かな「むらづくり」のための努力と創意工夫、推進体制の整備・運営、地域農林漁業の振興と担い手の育成、豊かで住みよい地域づくり等に取り組んでいる組織に贈られる最高位の賞でございます。永年にわたり、ふき活性化協議会の皆様方が、心をひとつにして取り組まれた努力により、地域の活性化や農業の振興が図られていることにつきまして感謝申し上げます。次第でございます。

なお、本市の名声を高めるとともに、農業振興に大きな希望と活力を与えていただいた功績を称えるため、来る12月18日に市民栄誉賞を贈呈させていただく予定にしているところでございます。

また、先の第26回大分国際車いすマラソン大会の男子フルマラソンの部において、本市の笹原廣喜選手が1時間24分15秒の日本最高記録を樹立され、日本人選手として初の優勝という快挙を成し遂げました。

昨年の大会でも、日本最高記録を樹立され、常に新しい記録に挑戦する努力が今回の結果に結びついたものと思っております。ところでございます。

この大分国際車いすマラソン大会は、国際大会の中でも、日本で唯一の国際公認の大会であり、世界各国より強豪選手が参加する大会であります。

このような成績をおさめられたのも、平素からの過酷な練習を積み重ねた努力の成果であり、日本人初の世界一として栄冠に輝くなど、市の発展及びスポーツ振興に大きな希望と感動を与えていただき市民の誇りでございます。この功績を称え、11月24日に新市発足第1号となる市民栄誉賞を贈呈させていただいた次第でございます。これからも練習に励まれ、素晴らしい成績が収められるよう今後の活躍を期待しているところでございます。

次に、かねてより、「宇佐・国東八幡文化遺産」を、ぜひとも世界遺産として登録したいと大分県指導のもと、これまで中津市、宇佐市、杵築市及び国東市と共同で協議を進めてまいりましたが、

この度、文化庁へ提出する「暫定一覧表への追加提案書」の中に、本市の「富貴寺」、「熊野磨崖仏」、「田染荘」、「修正鬼会」及び「長安寺」が資産の文化財として盛り込まれることになり、ようやく世界遺産への第一歩を踏み出すこととなりました。ご案内のように、特に本市に多く残されています六郷満山文化は、日本人の心の原点が生まれた場所であり、原風景が現在も色濃く残り、貴重な文化遺産として、千年という長い時を越えて受け継がれたすばらしい文化遺産でありまして、ぜひとも世界遺産として認められることを心から願っている次第でございます。

次に、10月30日、日本経済新聞社と日経産業消費研究所が、全国各市と東京23区を対象に、本年4月1日現在の公共料金水準や施設の整備状況、教育や福祉など、合計30項目を総合的に比較する「行政サービス調査」を実施し、その結果を発表いたしました。九州115市のうち、総合順位で豊後高田市が1位となりました。

これは、本市における教育の取り組みや、子育て環境等が高い評価をいただいたものでございます。今後もこれに恥じないよう真の市民サービス向上に努力してまいりたいと思っております。ところでございます。

次に、企業誘致についてでございますが、大分北部中核工業団地へ7社目となる「株式会社浅野歯車工作所」が100パーセント出資子会社「株式会社浅野歯車九州」として11月13日に進出を決定していただきました。

この工場では、主に自動車用最終減速装置及び後車軸、エンジン用高精度歯車などの製造を行うとのことでございます。当初は従業員を85名雇用し、平成20年1月操業開始の予定でございます。今後も関係機関等と連携を図りながら、従業員の雇用の確保が図られるよう努力いたす所存でございます。

次に、地域振興会議についてでございますが、10月下旬から11月にかけて、平成19年度事業に向けて、それぞれの地域の皆さんの意見が市政の進展に反映され、地域の活性化が図られるよう地域の皆さん自らが地元の活性化を考え、市と一緒に地域の振興に取り組んでいただくための地域振興会議を市内6箇所で開催いたしました。

また、その際、特に行政改革大綱と総合計画を説明いたしまして、ご理解とご協力をお願いしたところでございます。参加いただきました市民の皆様方の貴重なご意見につきましては、今後の行政運営に活かしながら、市民と一体となった「まちづくり」に向けて努力してまいりたいと思っております。ところでございます。

次に、農業に関する状況についてでございますが、大分県産米の作況指数は、県平均で79、北

部と湾岸地域は72と過去に例をみないような最低の指数となりましたが、幸いにして米の救済措置であります共済制度への被害申告を多くの農家がしていたとのことで安堵した次第であります。

しかしながら、未熟粒や乳白粒による米の品質低下で、規格外の比率が高く、大きく米の収入も減少することになりました。

そのため、こうした被害状況に対して救済措置であります「損害評価特例措置」等が講じられるよう、去る11月9日、県北3市の行政、農業委員会、JAの代表者で大分県農業共済組合連合会へ要請を行い、国への働きかけをお願いし、米生産農家の不安の解消に努めたところでございます。さらに金融措置といたしまして主要制度資金の償還延伸を実施するとともに、県が実施する近代化資金を活用し、市といたしましても利子助成を行ってまいりたいと思っております。

また、本市の主要特産品であります白ネギの状況でございますが、作付け初期の長雨と日照不足による欠株や9月末から11月初旬までの極端な少雨による成長遅れにより、大幅な収量減が予想される状況となりました。特に年内出荷予定のものへの影響が著しく、大幅な減収が見込まれ生産農家に深刻な打撃を与えております。

このような厳しい状況を踏まえまして、主要制度資金の償還延伸を実施するとともに、農業経営維持安定資金を利用した市独自の利子助成を行い、低利な資金の貸付により農家の経営安定を図ってまいりたいと思っております。

また、近年の天候不良は恒常化しており、長雨時の排水対策、干ばつ時の灌水対策等、天候不良の中でも安定した白ネギ生産ができるよう生産者とともに条件整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、この度の敬老祝い品のことにつきましては、関係者の皆様方には大変ご迷惑をお掛けいたしました。

また、市民の皆様方にも大変ご心配をおかけしたことを心からお詫び申し上げる次第であります。

今後は、このようなことが起こることのないよう、十分な措置を執ってまいりたいと思っております。

それでは、本定例会に提案いたしました議案及び報告につきまして、その概要をご説明申し上げます。

第81号議案は、「平成18年度豊後高田市一般会計補正予算(第2号)」でございまして、一般職職員の退職及び人事異動に伴う給与費等の調整、平成17年度の国庫支出金等の精算に伴う償還費、健康保険法等の一部改正による後期高齢

者医療制度の創設に伴う広域連合の設置に要する経費等を計上しております。

主な内容といたしましては、総務費の一般職職員の退職手当及び国庫支出金精算償還金の増額、民生費の大分県後期高齢者医療広域連合負担金の予算化などでございます。

その財源につきましては、基金繰入金及び前年度繰越金などで措置しております。

補正額は、2億3,844万4,000円の増額で、補正後の予算総額は、147億3,232万5,000円となり、当初予算に比べ2.8パーセントの増となっております。

第82号議案は、「平成18年度豊後高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」でございまして、一般職職員の人事異動に伴う給与費等の調整を行うものでございます。

補正額は、55万3,000円の増額で、補正後の予算総額は、3,261万5,000円となり、当初予算と比べ1.7パーセントの増となっております。

第83号議案は、「平成18年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」でございまして、一般職職員の人事異動に伴う給与費等の調整を行うものでございます。

補正額は、88万1,000円の増額で、補正後の予算総額は、11億1,442万5,000円となり、当初予算と比べ0.1パーセントの増となっております。

第84号議案は、「平成18年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」でございまして、特定環境保全公共下水道事業の一部供用開始に伴う電算システムの導入経費及び下水道整備緊急促進事業費交付金の増額に伴う基金積立金を計上しております。

その他に、一般職職員の人事異動に伴う給与費等の調整を行うものでございます。

補正額は、5万2,000円の増額で、補正後の予算総額は、7億6,503万7,000円となっております。

第85号議案は、「工事請負契約の締結について」でございまして、豊後高田市CATV施設整備工事の請負契約を締結したいので、議決を求めるとでございます。

なお、本議案につきましては、早期に着手したため、議長に先議をお願いしたところでございます。

第86号議案は、「大分県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について」でございまして、健康保険法等の一部改正による後期高齢者医療制度の創設に伴い、大分県内の全市町村が加入する大分県後期高齢者医療広域連合を設置することについて、関係市町村と協議を行いたいので、議決を求めるとでございます。

第87号議案は、「豊後高田市個人情報保護条例の一部改正について」でございまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨に沿って、個人情報の適正な取り扱いを図るため、職員等に対する罰則規定を設けるため、提出するものでございます。

第88号議案は、「豊後高田市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」でございまして、豊後高田市特別職報酬等審議会の答申を勧案し、市議会議員の報酬月額について、改定したいので提出するものでございます。

第89号議案は、「豊後高田市常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び豊後高田市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」でございまして、常勤特別職等の退職手当の算定に用いる在職月数の規定を改めたいので提出するものでございます。

第90号議案は、「豊後高田市職員の給与に関する条例の一部改正について」でございまして、国家公務員の給与に関する人事院勧告等を勧案し、扶養手当における3人目以降の子等の手当を改定したいので提出するものでございます。

第91号議案は、「豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」でございまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので提出するものでございます。

第92号議案は、「豊後高田市健康交流センター花いろ条例の一部改正について」でございまして、健康交流センター花いろに指定管理者制度を導入するため、所要の規定の整備を行いたいので提出するものでございます。

第93号議案は、「豊後高田市職員の退職手当に関する条例の全部改正について」でございまして、国家公務員の退職手当法の改正に準じ、所要の規定の整備を行いたいので提出するものでございます。

第7号報告は、「豊後高田市手数料徴収条例の一部改正について」でございまして、住民基本台帳法の一部改正に伴い、手数料徴収に係る別表の規定の整備につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものでございます。

報第8号は、「損害賠償の額の決定及び示談について」でございまして、高田庁舎東側駐車場において、市公用車の接触事故について、相手方との示談が成立し、損害賠償の額を決定させていただきましたことを報告するものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案及び報告についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

す。
○議長(菅 健雄君) 次に、ただ今議題となっております第85号議案については、市長から早急に議決を求める必要があるのでは先議されたい旨の申し出がありました。

これより第85号議案の審議に入ります。

おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第85号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに議員各位にお知らせします。

質疑及び質問に関連して、5番岡部心介君、6番山田秀夫君及び40番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

次に、この際、議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせ発言時間内においてお願いいたします。

また、質疑は、通告に基づき行ってください。

なお、執行部は、質疑通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質疑があった場合は、議長にお知らせください。

質疑通告がありますので、発言を許します。

5番岡部心介君。

○5番(岡部心介君) 5番の岡部心介でございます。通告に基づきまして、第85号議案、CATV施設工事の請負契約締結について、質疑を行います。

まず1点目は、本工事の具体的内容と、財源として国と市の負担金の割合についてであります。

次に、本市におきまして初めて導入されました総合評価一般競争入札方式の説明及びこの入札方式を取り入れた理由。

3点目に総合評価基準の内容及び株式会社N T T西日本を選定した根拠、理由について、お尋ねをいたします。

また、通告にはありませんが、この制度の基となる地方自治法施行条例167条10の2の4項には、業者選定及び評価基準の設定にあたっては、学識経験者の意見を聞くことが義務付けられておりますが、この点も含めてお答えできれば結構でございますが、伺いたいと思っております。

1回目の質疑を終わります。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 85号議案につきまして、お答えを申し上げます。

まず、今回の工事の内容についてであります。市内の農業振興地域を対象として、センター施設から各戸までの伝送路に光ファイバーを用いたF T T H方式のケーブルテレビ施設を整備するものでございます。

主な整備内容といたしましては、光ファイバー伝送路、センター施設、各地域で信号を増幅し、中継するサブセンター及び農業情報提供システム等でございます。

センター施設に整備する設備の内容といたしましては、各種行政情報や地域イベント情報及び議会中継などを放送するための自主放送設備、地上波テレビ放送等の再送信を行うための再送信設備などの放送系設備と、告知放送や加入者無料電話等を実現する通信系設備でございます。

また、先に申し上げました光ファイバーを使用した域内の幹線、支線の光伝送路の構築、さらに本情報ネットワークにおいて、農業気象情報や農作物の栽培技術情報等を提供するための気象観測設備や、農業情報システムの整備を予定いたしております。

本工事は、農林水産省の元気な地域づくり交付金と、合併特例債を活用して3年間で実施するもので、工事費16億9,626万5,000円に対する財源内訳は、交付金5億5,119万5,000円、合併特例債10億5,570万円、一般財源8,937万円が予定されております。

続きまして、総合評価一般競争入札についてでございますが、この方式は、工事価格のほかに、工事価格以外の要素である、品質や施工方法、工事価格以外のライフサイクルコストの削減等を評価の対象として、総合的に評価し、技術と価格の両面から、最も優れた案を提案したものを落札者とする方式であります。

具体的には、入札公告に従い、応募者が提出する技術提案を審査して、評価点数を算出し、その得点を応募者が入札した工事価格を含めた経費で除した評価値が最も高いものを落札者とするものでございます。

この総合評価一般競争入札を採用した理由につきましては、今回の工事が、市内全域にわたり光ファイバーによる情報ネットワークを構築するため、整備後の維持管理コスト、保守体制が重要になること、また、情報ネットワークの通信部分をI R Uと総称される契約により、通信事業者の使用させ、当該通信事業者から通信サービスを行わせることを予定していることから、通信サービスの内容の評価が必要なこと。さらに、F T T H方式でのケーブルテレビ工事の事例が少ないことから、より多くのケーブルテレビ工事の実績及び技術を持った事業者に参加していただくため、総合評価一般競争入札を用いたものであります。

なお、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、本方式の適用の決定、評価方法の決定、落札者の決定の各段階において、学識経験を有する者2名以上の意見を聞くことと定められておりますので、豊後高田市C A T V施設整備工事総合評価審査委員会を設置して、その中に学識経験を有する専門委員3名を委嘱して対応いたしました。

総合評価一般競争入札における裁定条件といたしましては、入札価格が工事予定価格の制限内にあること、及び技術提案が最低限の要求、要件を満たしていることが必要であります。

本工事につきましては、まず得点といたしまして、先に申し上げました最低限の必須評価項目として、本工事に参加するために必要な資格に関する事項及びシステム構成図、機能概要書、伝送路概要図等の工事概要書の審査により、本工事が要求する性能を満たす場合に、標準点として1,000点を付与し、次に、必須外項目として、工事、保守、運用等の34項目につきまして、優、良、可、不可の4段階で評価を行い、それを点数化して加算点として付与したものであります。

なお、加算点は、国の考え方により標準点の50パーセントである500点を満点といたしております。

次に、札入れする価格につきましては、本工事に関する入札価格及び発注仕様書に記載した放送系センター設備の保守費6ヶ年分といたしております。

したがいまして、入札価格参加者の標準点に加算点を加えたものを工事入札価格に保守費を加えたもので除した評価値が最も高いものを落札者としたものであります。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 5番岡部心介君。

○5番（岡部心介君） ただ今、3点についてご説明をいただきました。

まず、再質疑の1点目としまして、この予定価格に対する落札率は、何パーセントぐらいだったか、お尋ねをしたいと思います。

それから、地方自治法施行令のこの10条2の4項にある、学識経験者の意見を聞くことが義務付けられておまして、先程3名の方の意見を伺ったとありましたが、この入札の公平性、透明性を担保するうえで大変重要な事柄ではなからうかと思いますが、この学識経験者の方から、この入札の業者の選定及び選定基準項目の設定にあたって、どのような意見が出されたのか。お尋ねをしたいと思います。

それともう1点は、総合評価の基準内容におきまして、いま言われましたような価格であるとか、あるいは技術力あるいは保守体制などのほかに、ですね、いま、この企業が自然環境、これは例え

ばISOの認証を受けているかといった自然環境に配慮しているかといった点、あるいは、福祉への取り組みとしまして、障害者雇用率が法定の雇用率に達しているか。一般企業の場合ですと、56人以上の企業に対しては、確か1.8パーセントの法定雇用が義務付けられておりますが、それらの雇用率に達しているかといった点、さらには、男女共同参画型の会社運営を目指しているかといった点、さらに4点目は、厚生労働基準に照らし合わせまして、賃金や正規雇用あるいは労働条件整備の状況がどうであるかといった点、これらのいわば社会的価値をこの入札制度を通じて一層促進していこうという、いわば聞いたところによりますと、政策入札と言われる理念であります。こういったいま4点申し上げましたが、これらの項目がこの評価基準の中に盛り込まれているか、もし盛り込まれていないなら、導入の必要性といった点についてはどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 再質疑にお答えを申し上げます。

予定価格との落札率につきましては、80.1パーセントでございます。

それから、それぞれ3回委員会を開催し、それぞれの都度に学識経験者から意見を伺いしております。本方式でするほうが適当であろうということと、あとそれぞれ評価項目、その他の内容につきまして合意をいただいたところでございます。

それから、先程ご質疑がありました部分の評価内容につきましては、今回の中には入っておりません。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 5番岡部心介君。

○5番(岡部心介君) この総合評価一般入札方式は、昨今マスコミでも大変問題になっております。談合防止といった観点から、価格だけで従来は選定をしておりましたが、こういった総合評価を取り入れることによって、談合の防止効果もあるというふうに言われております。その観点から、私はこの評価システムの導入については、賛成であります。

やはり、最後に申し上げました、このいま、企業は利益追求のみならず、やはり社会的な責任、先程申し上げましたような環境や福祉、あるいは労働条件の改善といった取り組みが、いま、大変に求められていると思うわけでありまして、ぜひともこういった項目を、今後この入札方式を実施するにあたりまして、これらのいった社会的な価値を求める項目を、ぜひこの項目の中に盛り込んでいただきたいと思っております。その点を要望しまして、

議案質疑を終わります。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 岡部議員、答弁は求めないですか。

○5番(岡部心介君) 答弁がなんかあれば。

○議長(菅 健雄君) はい、議案審議を、40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 答弁ないんですか。

○議長(菅 健雄君) 答弁求めておりませんので。

○40番(大石忠昭君) 指名を受けましたので、85号議案について、質疑並びに関連の一般質問を行いたいと思います。

第1点目の、この今回提案されている、

(「発言順序が違う」の声あり)

○40番(大石忠昭君) 違わんのんじゃ、それが。指名どおりにやっちゃんのが悪いんかえ。ちょっと休憩しましょう。

山田議員のここはないの、85号議案は、もうほな議長いこう、私が説明してあげよう。

いま、議長から諮られたようにね、市長から要求されて85号議案を先行審議をするということになったわけよ。な。それに質疑通告出しちよるのは、2人だけだから、私が2番目なんです。皆さん、議長の報告よく聞いて、意見があれば意見を述べてもらいたいと思うんですが、そういうとこだけ意見を述べよるからな、本当ならこういうふうにもう議長の許可を得て述べてもらいたいと思います。

そういうことで議長いいですね。続けましょう。

私のこの議案質疑の要旨と岡部議員の要旨がね、ほぼ同じ問題ということで、申し合わせで、あまりということがありましたんでね、簡単にしたいと思うんです。

それで、しかしながら、この問題というのは、大いに市民に関心を持っていただいて、理解をさせていただいてね、加入率を促進しないと投資効果が本当に上がらないと思うんですよね。それで、あと一般質問という形で出してるんですけども、1つ、この聞きたい、今回、約17億円で締結する事業内です、いま、ご承知のように、テレビが2011年度からアナログ放送がもう一応終結しまして、デジタル放送に全部変わっていくことになるんですけども、この事業は、20年度事業、20年度までに完成する事業の契約なんですよね。その関係で、今後のこのデジタル放送も考慮しながら、その工事請負金額の中にはすべて入ってると思うんですけども、その辺どうなのか、説明をしてもらいたいと思います。

それから一般質問ということでしたいと思うんですけども、関連する一般質問ですね。

いまの岡部議員に対する説明でも、また資料がですね、事業内容について、私の要求に対して出

されておりますので、これを見ればわかるんですけども、工事場所が農業振興地域内というようになってるんですね。で、私もこの市役所周辺は、市街化区域だから、この事業に入らないのかなあというふうに疑問を持つものなんです。

それで、これは、いま、今回提案されてる約17億円については、第一次事業で、あとこの市街地を含めて第二次事業ということになるのか。いや、農業振興地域ということで、農業予算を使って実際には、この豊後高田市全体が利用できることになるのかということが、関心事なんですよ。それで、私は一般質問では、このケーブルテレビの事業計画の最終目標の内容と、年次計画を明らかにしてもらいたいということで、質問通告してるわけですが、その点について説明していただきたい。

なぜ、私がこれを出すかといいますと、実は、今年の3月の議会で、ケーブルテレビの事業予算が提案されたときに、私が種々質疑をいたしましたけども、そのときの答弁が、平成20年度内には、全市的にサービスが提供できるようにするという答弁をされてるんですね。だから、それから言ったら、二次計画などしないで、この17億ですべて市全体の事業ということになるのかなあと思うものですから、この私が勉強不足でございますので、質問しておりますので、まあ全市民に理解できるようにね、説明していただいたらありがたい。その理解を得て、加入者が増えれば増えるほど、お互いの加入金や、あるいは利用料などにも軽減につながっていくのではないかと思いますのでね、その点の答弁をお願いいたします。

それから、私も議員にとって関心事は、よそ、先進地でやってるように、この議会の審議の模様をケーブルテレビで放送すると。夜中で深夜放送でまたそれが再放送できるということで、各地では大変喜ばれてるんですね。その代わりに、休憩休憩があまり長かったらみっともないことにもなりますけどね、はい。それで、今回今日のもった資料では、そのここの中の施設の事業費は全部含まれてるようですので、できれば、もう早く放送をすることができるんじゃないかと思うんです。で、その点そういうふうに理解をしてよいのか、どうなのか。いや、それともいやまだ別に予算を組まんで、新たな予算を組まないと、ケーブルテレビの放送もできないというのかな、その辺ちょっと説明をしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 85号議案についてお答えを申し上げます。

現在、視聴しているテレビのアナログ放送は、平成23年7月24日をもって廃止となり、すべ

てデジタル放送に移行することとなっております。今回の工事では、アナログ放送及びデジタル放送の両方に対応した機器の整備を行い、自主放送及びテレビ再送信につきましても、平成23年7月24日までは、アナログ放送とデジタル放送を並行して行う予定としております。

各家庭におきましては、デジタル放送に完全に移行いたしますと、デジタルテレビやデジタルチューナーのついた機器をお持ちの方は、そのままの状態でもテレビを視聴することができますが、従前のアナログテレビでは、視聴することができません。このため、今回のケーブルテレビ事業では、先進地の事例等を参考に、セットトップボックスと呼ばれる受信機器を有料で貸し出すことを予定しており、これにより、現在お使いのアナログテレビでもデジタル放送を聴取することができますよう計画をいたしております。

続きまして、関連する一般質問についてお答えをいたします。

まず、ケーブルテレビ事業計画の最終目標の内容と年次計画についてでございますが、今回発注する工事は、先程岡部議員のご質疑にご答弁申し上げましたように、市内の農業振興地域を対象として3ヶ年で整備するものでございます。

本工事には、センター施設整備の中で、自主放送設備や議会中継設備なども含んでおり、伝送路、サブセンター施設等の整備を順次行います。

また、来年度は、総務省の交付金を活用して、中心市街地を対象とした整備に着手し、今回の工事と並行して整備を進め、平成20年度中の市内全域での開局を目的に準備を進めているところでございます。

これら3ヶ年の事業により構築されたケーブルテレビ施設で提供するサービス内容としましては、自主放送番組による各種行政情報、議会中継及び地域情報等の提供、テレビの多チャンネル放送、告知システムを活用した緊急防災情報の提供、加入者無料電話等のサービス、さらには、気象情報や農作物栽培情報等を提供するとともに、通信事業者から高速インターネット接続サービスを提供する計画でございます。

次に、ケーブルテレビによる議会中継についてでございますが、機器の整備につきましては、先程申し上げましたように、今回の工事に盛り込んでおりますが、工事の完成が平成20年度であり、議会中継は、設備が整備された後でなければ放送することができません。

また、具体的な運用等の内容につきましては、本年第2回定例会において、吉高議員へのご答弁で申し上げたとおり、今後、議会のご意見を尊重し、その対応を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) はい、質問の趣旨に応えた明確な答弁だと思ひまして、課長の答弁を評価いたしますが、もう2、3再質問したいと思うんです。

今回提案されてる事業内容については、いまの説明、2回説明を聞きましてね、資料ももらっていますので、よく理解できましたが、あと、先程、私が3月の答弁で20年度内に市内全域でサービス提供できるという問題もよく理解できました。別な事業を来年発注するという事なんですね。だから答弁が間違いではないということなんですよ。

そこでお尋ねしたいのは、この、今回、約17億円プラス最終目標達成までには、いわゆる公費として負担する事業として、事業量はどのような事業量があり、もうおおよそでいいですけども、おおよそですよ、もうどれぐらいな事業費になるのか。

それから2つ目はですね、やはり、やはりこの事業では、大分県内でも先進中の先進中になろうとしておりますんでね、やはり、これは事業効果を本当に上げるといことは、基本的には、全世帯が加入していただくことが一番いいわけですね。でもそれは、これは、決して公共下水道事業などと違って、法的強制力がないんですよ。あくまでも住民の自覚の問題ですから、その加入率を促進していく上では、やはり、加入費ですね、それから月々の、あの加入費、それから接続の工事費、それからもう1つは、月々の利用料がですね、本当にこのいまの住民生活の実態に見合うように、まあかなり安い金額であれば加入率促進につながっていくと思うんですけども、これがいまの他市の状況みましても、かなり高くてね、問題になってるんですけども、加入者が増えれば増えるほど、この金額は下がるという方式になってますね。だから、最初が大事だと思うんですよ、最初がね。だから、最初示す、いわゆる説明会で示す問題提起が非常に大事になってくると思ひますのでね、まあ、いまの、私がいま質問してる総事業費の事業量、事業費からみたときに、おおよそですね、これが約8割方ぐらい加入するということになったときと、5割加入というときは、全然金額が違うと思うんですけども、まあ、何割方でもいいわ、あなた方が試算があつて、だいたい加入費というのは、豊後高田では、どれぐらいなる。あるいは、接続費は平均どれぐらいなる。月々の利用料ちゅうのは、おおよそどれぐらいなるというものがあればね、ちょっと示していただいて、できれば、それが適正かどうかというのは、まだ確実なもんじゃないけれどもね、私も意見述べられないけれども、それは何とか、その数値が下がるように、今度の、今後の事業についても、やはり抑えるだけは抑えていただいて、工事費を

抑えれば、その分住民負担が軽くなると思ひますのでね、あえて質疑をしてるんですけども、再質問ということで、ぜひ市民に理解を深めるためにね、まあ時間もありますので、その辺説明していただけたらと思ひます。

2つ目の、その議会中継の問題で、この第1期目の工事の中に、この中継の機具などは全部含まれてるということなんですけども、そこで聞きたいのは、今日議決される予定のこの議案については、20年度内に事業が完了することになってるんですけども、その中で、この議会中継ができる設備の工事というのは、来年度するのか、あるいは最終年度の20年度というふうにあなた方は考へてるのかね。私はもうできたら早い時期に、試験運転でやるぐらいね、やっぱり議会を優先すると、市民がいろいろ関心持つてただけにね、定数22人の新しい議会になりますけれども、何とか早い時期に、この議会審議の様態を各家庭に放送できるようにしてもらいたいと思うんですけども、その辺どうなんでしょうか。

以上。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 再質疑、再質問にお答えを申し上げます。

まず、今後の残事業の事業費の件でございますが、現在、概ね30億を用途に進めておるところでございます。いくらでも低減ができるものではないかというふうに考へております。

それから、各住民からご負担をいただく経費のことにつきましては、現在検討中でございますが、本市のおかれる状況からして、100パーセントといひますか、全数加入に近いような加入の仕方をさせていただかなければ意味がないと考へておりますので、そういう形になることができるような方向で、現在検討をいたしてあります。

それから、テレビ中継に関してでございますが、テレビ中継に関しましては、現在、いま20年度で予定をいたしておるところでございます。要は、全体のセンター設備、それから光ファイバーの配信等ができなければ、ここだけ先行しても意味がないことでございますので、現在、一応20年度ということで検討しておるところでございます。失礼しました。20年度ということで予定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 再質問をいたします。

いまの事業費の関係でね、実は3月の議会で答弁をされてるのが30億という数字が出てると思うんです。今回、予定価格が20億のところ、17億で何とか契約できそうですね、約でいきますとね。これは予定価格の約20パーセント減な

んですよ。よって、あと残りの事業についても、そういう比較で軽減、事業費をですね、抑えれば、総事業費というのは30億じゃなくて、もっと安くなるんじゃないかと思うんですけども、逆にいま30億という数字を出したら、あとの事業は、予定よりまだ大幅に増えてよいという数字に捉えられてもしょうがないと思うんですけど、その辺、市長、数字に詳しいんですが、私の指摘わかりますかね。そうでしょう。30億の中で、もうここで3億違ったらね、あと7億ですというのが、予定どおりいけば7億ですと、それより安いことでもありますというのが答弁だと思うんですけどね、その辺、そういうような理解でよいのか、どうなのかね。あくまでも30億だったと。この1期事業安く済んだけども、その分はまた別な事業やるということにならないと思うんですけどね、その辺がどうかということと、2つ目はね、私が公費とする事業について、どういう範囲かと聞いたんですけども、30億という答弁だったんですけどもね、いまのこれ以外ですよ、もう1回正確にいきますと、これ以外で、公費で実施しなければならぬ事業というのは、あとどういうものが何事業ぐらいあるのかね。一括でその入札することなのか、事業別に何回か分けてね、例えば給食センターやったら、大きい事業だけで3つに分けてやるじゃないですか。だから、あと、総、私が言ってるのは、総目標ちゅうんかね、目標達成していくために、あとどういう事業が残ってるんですかと。その事業というのは、どれぐらいなんですかと、大きくって、こうこうこうこうこういう事業がある。一括なのか、いや何社かに分けてやるということなのかということね、これ一般質問ですから聞いておるんです。

それから次が、住民負担についてまだ検討中でわからないと答弁をしたんですね。私は、3月の議会でそういう答弁になったらね、もう3月の議会で、検討中でわからないという答弁が出ておるんならね、ここで、もうそこまで質問するつもりはなかったんですけども、3月の議会で、加入費についても、接続費についても、あるいは利用料についてもですね、どういうデータ出してるかといいますと、加入率50パーセントの場合という数字を出してるんですよ。いまの課長の答弁では、豊後高田市の場合、何とか100パーセント近くね、加入してほしいんですがと。しかもそのときの答弁ではですね、50パーセントでまあやれるみたいなことを言ってるんですよ。そういう答弁をしてるんですよ。

だから、私は、あえて、なぜここで質問するかちゅうのは、加入率を促進したいから言ってる。事業効果を上げたいからね、あえて質問したんですけども、それは、第1期工事で約2割事業費が削減されたからね、この分は、まあ住民負担も

その分でね、いくらか加入費が安くなるんじゃないかなあと、一般論で考えられるでしょう。

だから、加入費が、この前3月議会では、数字を出してるんだけど、私がさっき知ったのは、何十パーセントでもいいですよ、あんた方持つてる数字でいいですから、どういうことなるんでしょうかという質問したんだけどね、いま検討中言われたんやけども、前、じゃ、いま持ってなければね、3月議会でこれは私の質問じゃないですよ。ほかの議員の質問に対して答えた数値なんですけども、その数値よりは幾分は安くなるというように理解をしていいでしょうか。

私は、先程の説明で言ったように、ここ辺を数値を明確にして、最初打ち出すのはね、最初の打ち出しが大事ですよ。ね、最初から説明会でやっぱりこういうことでの的確な数字を出して、市民の理解を得てないとね、ああ、加入率が悪いからもう1回やり直して、加入金を引き下げるなんちゅうのは、ちょっとおかしいことなるでしょう。ああ、あとから、あとから入った人がよかったちゅうことならないためにもね、やっぱり正確な数字を出してほしいので、私は、先程の課長の答弁が、まあ検討しておりますちゅうほうが正しいんじゃないかなと思うんですよ。けども、3月議会に数字を出してるからね、3月数字で出してる数字よりも、工事費が減ったんだから、幾分か安くなるんじゃないですかと、幾分か安くなるんじゃないですかという、その理解はいいでしょうか。

もう以上で終わります。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 再々質問にお答えを申し上げます。

今後予定しております工事の種類につきましては、市街化区域内における各戸への伝送路の構築、それから一部設備の構築でございます。

それと、あと、もう1件、告知端末の購入、告知端末の購入というものがもう1件その中に入ってます。

それから、先程、料金その他のことで再度問い合わせございましたが、いま、私ども今回構築するネットワークにおきまして、各種の緊急情報、防災情報等をそれぞれの各戸に通信ができるよう、いま、予定してるところでありまして、この方式につきましては、加入率がやはり100パーセント近くないと意味がないものでございますので、そういうふうに入れるような料金その他の検討を現在しておるところでございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 40番日本共産党大石忠昭でございます。

私は、いま、議題に上がっております第85号議案について、賛成討論を行います。

3月の議会で、この種の事業について、蒲江町の汚職事件を紹介いたしました。蒲江町では8億の事業に対して賄賂の金額が1億円と。で、この特定の業者にどうして契約することになったかと。それは、入札時にあたりまして、最低制限価格を設けて、その金額よりも安い業者は全部排除されまして、最低制限価格よりもほんのちょっと上に上がってるこの予定価格をもう事前につかんでる業者ということになりますね、その業者がいわゆる高い金額で落札をいたしております。そのときに、3月の議会で、助役は、何とか豊後高田は、これまでも最低制限価格制度を設けてないと、設けたことは以前あったんですけどね、永松市長になってからは、設けてないんですよ。よって、今回もその設けるかどうかというのは検討しようという答弁がありました。

しかし、いま、資料でお配りされておりますように、まあ総評価方式の一般競争入札が今回初めて適用されまして、そして最低制限制度も設けられてないということで、まあ、市の予定価格よりもちょうど2割減の金額でこの業者と契約をすることになろうとしてるわけですね。その点では、まあ制限価格制度を設けるか設けないかの違いはあると思うんですね。蒲江みたいに設けておれば、そういう業者は全部排除ということになりますからね、その辺でよかったんじゃないかなと思います。

よって、問題なのは、いま課長から何度も答弁がありましたように、この事業で本当に対事業効果を上げていくためには、加入率がどれだけ100パーセント近くになるかということが問われるんですね。特に、情報無線の関係、あるいはお年寄りの安否を気遣う緊急通報システム的なものについても、すべていろんな形で多くの市民が加入できれば、いろんな通信サービスができるようになっておりますので、加入促進が大事な課題になるわけです。その点では、今後の二期計画が、やはりこれがもう、私は、今回2割でできたんならば、その業者と随契だって有り得るというような検討もね、加えてもいいんじゃないかという問題提起をします。はい。問題提起ですよ。だから。

よって、私が釘刺したいのは、今後の入札がまた制度が変わって、ほぼ同じですね、あの事業名の事業があるんですね。これは、距離掛け、電信柱何本掛けとか計算基礎がありますけれども、もし同じような事業しながら、次の二期計画が特別高くなるようなことにならないようにね、なら

ないようにですよ、あらゆるまあ研究検討されて、やはりなるべく安い事業費で抑えて、その分、住民が加入する加入金を抑えと。あるいは、接続費や今後の利用料金も、大勢入れれば安くなるわけですから、安くして、何とかそれだけ公費を投入する以上は、事業効果が上がるように、切に切望いたしまして、この議案に賛成討論といたしますので、議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。終わります。

○議長(菅 健雄君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) これにて討論を終結いたします。

これより第85号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第85号議案については、原案のとおり可決されました。

これにてしばらく休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより第81号議案から第84号議案まで及び第86号議案から第93号議案まで、第7号報告並びに報第8号の質疑に入ります。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

6番山田秀夫君。

○6番(山田秀夫君) 6番山田秀夫でございます。

通告に基づき、議案質疑並びに関連する一般質問を行います。

第86号議案、大分県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についてであります。

そもそも現行の老人保健制度は、平成14年10月以降、対象年齢を70歳から毎年1年ずつ引き上げ、平成19年10月に完全移行される予定になっております。現在は74歳以上が対象ですが、この方々は、国保、被用者保険に加入して、各々の保険に保険料を払い、その上に市町村が運営者となっている老人保健制度にも加入して、給付を受けておられます。

そこで、今回2006年の通常国会に提出された医療制度改革関連法案に盛り込まれ、2008年度から新たな独立型の健康保険をスタートしようとしております。

新たな後期高齢者医療制度とはどのようなものなのか、まず概要について、お尋ねをいたします。

次に、現行の老人保健制度と今後制度化される

後期高齢者医療制度との保険料の相違点について、具体的な例でお示しを願いたいと思います。

また、広域連合になった場合、いままでの当市の負担額と運営にどのようなメリットになるのか、併せてお尋ねをいたします。

次に、12月定例議会に提案された後の、大分県下における取組経過と、今後のスケジュールはどのようになっているのかも、併せてお尋ねいたします。

次に、議案に関する一般質問を行います。

後期高齢者の特性として、急性期からあとの回復期から慢性期にかけてのケアがより必要となります。このケアがないと、廃用症候群や要介護状態になる可能性が極めて高くなると思われます。

そこで、当市として、医療と介護、リハビリテーションを一体的に提供するシステム作りが必要だと思われませんが、その対応についてどのように考えておられるのか、お尋ねをして、1回目の質問を終わります。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。
○保険年金課長(小野俊久君) 山田議員の、第86号議案、後期高齢者医療制度の概要についてお答えします。

ご案内のように、少子高齢化が大きな社会問題となっております。あと数年もすれば、団塊の世代が高齢者となり、世界でも類をみない超高齢社会に突入することとなります。厚生労働省の推計では、75歳以上の高齢者人口は、現在約1,200万人で、19年後の平成37年度には1.6倍の2,000万人に、また、高齢者に係る医療費につきましては、現在、約12兆円で、同じく19年後には2.8倍の34兆円程度と見込んでおられて、現行の医療保険制度では運営が厳しくなることが予想されております。

このため、国においては、厳しい財政状況のなか、負担と給付のバランスを保つため、また、将来にわたって持続する医療保険制度とするため、先の第164回通常国会におきまして、健康保険法等の一部を改正する法律が成立いたしました。

この法律により、老人保健法は、高齢者の医療の確保に関する法律に改められ、後期高齢者医療制度として平成20年4月から実施されることとなりました。

原則75歳以上の高齢者を対象に、都道府県を単位としたすべての市町村が加入する広域連合を設置し、後期高齢者医療制度の運営主体となることになっております。

この制度では、医療給付費について、高齢者の保険料を1割、現役世代からの支援金を約4割、公費を約5割という負担割合により賄うこととしており、高齢者の保険料と現役世代の負担の明確化が図られております。

公費の内訳は、国の負担が6分の4、県及び市町村負担は、現行の老人保健と同じ比率で、それぞれ6分の1となっております。また、74歳以下の現役世代からの支援金は、加入者数に応じて、国保及び被用者保険の保険者が徴収し、診療報酬支払基金を経由後、市町村に納入されます。

次に、75歳以上の高齢者に係る1割分の保険料額につきましては、各都道府県の広域連合条例で決定されることとなっております。

また、保険料の徴収につきましては、市町村が担当する事務とされておりますが、一定額以上の年金受給者は、年金より特別徴収が認められておりまして、国の見通しでは、被保険者の約8割が特別徴収になるとされております。

次に、老人保健制度との相違点についてお答えします。

現在の老人保健制度における国民健康保険税は、世帯主課税となっており、構成する世帯全員について、均等割、世帯割による応益割と、所得割、資産割による応能割で算出した課税額となっております。後期高齢者医療制度における保険料は、広域連合条例で決定されることになっておりますが、厚生労働省が試算した平成20年度の想定医療費から、全国平均で月額6,200円程度と試算されております。

また、応益、応能割合は50対50で、所得に応じて7割、5割、2割の軽減制度が設けられる見込みであり、現行と同様の軽減制度のようでございます。

厚生労働省が試算した保険料額及び現行の老人保健制度での金額は、お手元に配付されております資料に掲載のとおりでございます。

具体的には、厚生年金208万円の受給者の場合、応益、応能割が3,100円ずつで、月額6,200円、同居世帯で、子どもの年収390万円及び本人の基礎年金79万円の場合は、応益のみの月額3,100円、基礎年金79万円の受給者の場合は、応益7割軽減、応能割なしで900円となっております。

これまで保険料の負担のなかった被用者保険の被扶養者については、2年間5割軽減とする激変緩和措置が設けられることになっております。

後期高齢者医療制度における市の負担額については、現時点では制度の詳細が示されていないため、具体的な試算は困難な状況でございます。

続きまして、大分県下の取組状況と今後のスケジュールについてであります。平成20年4月の施行までの期間に、早急な準備作業が必要とされることから、今年8月1日に、県下の市町村長を委員とする大分県準備委員会が設置されました。また、担当課長で構成する幹事会において、組織、規約、予算案等の検討を行い、11月2日の準備委員会で承認され、本格的な運営に向けて

準備が進められているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、12月の今回の各市町村議会で、大分県後期高齢者医療広域連合規約に関する協議についての議決をいただきまして、1月初旬に県知事へ設立許可申請を行います。

知事の設立許可後に準備委員会を解散し、2月1日に広域連合を設立するとともに、本規約第12条に基づき、市町村長による広域連合長の選挙を行う予定でございます。

また、2月下旬若しくは3月上旬に、本規約8条に基づき、本市より広域連合議員1名を選出いただきまして、3月下旬に第1回の広域連合議会を開催し、議長、副議長の選出とともに、広域計画や関係条例並びに平成19年度予算の議決をいただき、平成20年4月1日からの本格稼働に向けたシステムの整備を行う予定でございます。

次に、関連一般質問の、後期高齢者医療制度と、介護、リハビリテーションの一体的提供策についてお答えします。

高齢者が要介護状態にならないための予防対策から、介護や医療、福祉サービス等、切れ目なく提供する体制が必要であると考えております。本市では、生きがい対策や転倒予防、運動指導、食生活改善指導等の介護予防事業を関係課と連携しながら推進しているところでございます。

さらに、本年4月からスタートした地域包括支援センターでは、新市の健康の保持、保健、医療、福祉の向上等の包括的な援助、支援を行っているところでございますが、今後、さらに保健、医療、福祉の連携を深め、一体的な後期高齢者対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 6番山田秀夫君。

○6番(山田秀夫君) それでは、3点について再質問を行います。

まず第1点は、広域連合になった場合、本市からの職員派遣はどのようになるのか。また、普通徴収で未納となった場合、市町村の負担はどのように考えておられるのか。3点目は、高齢者医療の広域連合設置することにより、市町村の事務量等がどのように変化されるのか。この3つについてお尋ねをいたします。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。

○保険年金課長(小野俊久君) 山田議員の再質疑にお答えします。

1点目の職員の派遣につきましては、想定する事務量から、平成19年度は22名体制とし、75歳以上の市町村人口割での派遣が予定されており、本市からは1名を派遣することとなります。

また、平成20年度以降については、平成19年度の施行準備事務の中で業務量を把握し、派遣人員が決定される予定でございます。

なお、本年8月1日に、準備委員会の発足と同時に、県、国保連合会、大分市等から9名の派遣職員で準備が行われております。

次に、2点目の、普通徴収で未納が生じた場合の市町村の負担についてであります。保険料に未納が生じた場合は、広域連合の財政安定化のため、国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、県に設置する財政安定化基金から広域連合に交付または貸付が行われる予定でございます。

保険料に未納が生じた場合は、直接市町村負担とはなりません。最終的には、保険料に影響しますので、積極的な収納対策が必要になってくると思われま。

次に、3点目の広域連合の設置に伴う市町村の事務量につきましては、現在予想されている市町村事務は、関係各種申請の受付などの窓口業務と、特別会計を設け、保険料の納入通知や徴収業務、そして市民情報などを広域連合に提供することが主な業務でございますが、広域連合との具体的な事務量の割合は、いまのところ示されておりません。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) それでは質疑をいたします。

最初が、第81号議案の補正予算についてであります。この中に、国庫支出金の精算償還金として2,000数十万が提案されておりますけれども、その内容について、説明をしていただきたい。

2つ目は、今回の広域連合の設置に伴い、負担金が163万7,000円提案されておりますけれども、もう県全体の負担量がどれだけあって、この163万7,000円の根拠ですね。市町村割とか、均等割とか、高齢者割とか、あるいは一般人口割とかなどで決められたと思うんですけども、その根拠などを説明していただきたいと思ひます。

次が、第86号議案、いま、山田議員からありました議案についての質疑ですけれども、規約案では、議員の定数が26人となっておりますけれども、これは直接選挙じゃなくて間接選挙で選ぶということで、豊後高田の議会からも、そのうちの1人をここで、議会の中で選挙して選ぶという方式のようなんですけれども、何とか住民の意見が充分反映できるようにするためには、全体の定数を増やして、豊後高田からも2名の議員が定数できたらと思うんですけども、それがまだそういうように変更することができるかどうかですね。

それから、2つ目が、規約の第4条の中で、この設置される広域連合の事務の規程がされておまして、いろいろと並んでおるんですけども、保険証の発行交付については、市町村ではなくて

広域連合で扱うのかなあと。いまの説明では、保険料の徴収事務を豊後高田市がやると。いよいよ滞納があった場合には、その基金から出してという答弁があったんですけどね、この保険証についてはどうなのか、ちょっと関心事ですので、説明してもらいたい。

それからもう1点目は、いまの説明でも、特別徴収で全国平均では、約8割の方が年金から天引きされると。で、2割の方は、普通徴収になると言われましたけれども、実際、介護保険は、その普通徴収は、ほんのわずかなんですけどね、今度できるこの保険は、介護保険との兼ね合いで、いろいろと方式があるもんですから、かなり予想以上に普通徴収が増えると思うんですけどもね、高田でも約2割というように踏めるのかね、どれくらい予想されるのか。

そして、その特別徴収の場合は、年金天引きですから滞納ちゅうのは全くないんですが、この普通徴収が介護保険と違って対象者が多い場合には、徴収率が相当響いてくるというようにね、予想されるんですけども、その場合のこの滞納になった方のその、お金をどうするかちゅうのは、先程答弁があったんやけど、滞納になった方の保険証の問題ね、滞納しとっても、保険証は当たり前でいけるのか、いけないかというのが、やっぱり関心事になると思いますのでね、その辺の一般論でいいですから、説明をしてもらいたい。

それから、最後4点目は、資料であるように、今回これが実施されることによって、一番困るのは、いままでは、家族の社会保険に扶養として入られる方については、保険料の負担がゼロだったわけですね。全然要らなかった。だから、豊後高田市の場合でも、まあ同じ家族でありながら、世帯を2つに分けた方も随分あるようなんですけども、この医療制度は、そういう介護保険は、そうしてそういう処置をとってるようですけども、この医療保険については、家族を分離しなくても、息子のですね、社会保険に加入すれば国保はゼロになるわけですね。そういう方がかなりおると思うんですけども、そういう方も今回はゼロではなくて、まあ6,200円かかるけれども、当面の間は、2年間だけはその半額でまあ猶予しましょうという法律になっとるわけですね。

で、よって、私が尋ねたいのは、その現在社会保険のほうに入ってあって、国保じゃなくて、社会保険から今度は脱退する、国保の方も脱退するんですけど、両方とも脱退をするんですけど、社会保険から脱退をして、この広域連合に加入される方がおおよそどれくらい予想されるのかね、ちょっと説明してもらいたいと思います。

次が、この後期高齢者この医療との関連で一般質問をしたいんですけども、自民党、公明党の政府によりまして、次々この医療制度の改悪が

進んでまいりまして、もう年度途中で次々この医療費が跳ね上がるような結果になりまして、まさに、お金がなければ、お年寄りには病気にしてもなかなか治療を受けられない。地獄の沙汰も金次第というようなことでですね、大変こう医療問題も大きな問題になってきてると思うんです。

で、特に、この高齢者、今後の後期高齢者医療制度が創設されることによりまして、すべての高齢者は保険料を負担をさせられることとなります。いままでは、社会保険に入っとれば負担がなかったわけですね。こととなりますし、だから保険料そのものが上がりますけれども、同時に、療養病床が38万から15万床に削減されると。今後どうなるんだろうかと、高齢者にとっては大変不安が大きいわけでありまして。

で、また、このリハビリの治療も、今年の4月からは、これはあと再質問で質問しますけれども、制限されるなど大変なことになっておりますので、何とかこの高齢者の医療負担が軽減できるよう、やっぱり政府関係機関に働きかけてもらいたいと思うんですけども、市長のその見解を求めたいと思います。

次が、第88号議案についてですが、これは市議会議員の報酬や期末手当などを定める条例の一部改正案なんですけれども、今回の条例を読みますと、正副議長と議員の報酬の部分だけは引き下げますと。あとの関連の条例見ますと、市長や助役、教育長など非常勤特別職については、もう引き下げない、もう現行でいくということになってるんですけども、これは、今日の提案理由説明の中でも、報酬等審議会に諮問した結果、答申を踏まえてということなんですけれども、実際にはどういう答申がされたのか、その結果、なぜ議員だけが引き下げることになったのか、説明していただきたらと思います。

それから、どうなっちゃうかな。

88号、89号も同じ趣旨なんですけれども、この中で、89号は、特別職の給与や旅費の規定なんですけれども、これについて、非常勤特別職の給料の引き下げがないのはなぜかということ、一般質問としては、退職金についてですね、これ、かねてから何度も問題提起をしてまいりましたけれども、豊後高田市と類似都市であります竹田市などは、これまでは、100分の40というように、豊後高田市よりも10パーセント、豊後高田の場合100分の50ですね、をやってるわけなんで、何とか豊後高田ゼロとは言わないけれども、大幅な引き下げをしたらどうかという問題提起をしてきました。

我々は、県知事の退職金についても、文書をもって引き下げを要求してまいりましたが、新聞など報道でご承知のように、県知事についてはですね、約金額でしまして800万円の引き下げをす

ることになりました。で、今回提案されてる内容は、まあ49ヶ月を48ヶ月に戻すと。実質連続して当選した場合は48ヶ月で支給するという方法となっておりますが、それを今度の条例で明確化するというだけなんですけれども、問題は、退職金の率を引き下げることがなぜできなかったのかね。これは審議会に諮問をした結果、その率についても引き下げないでよいということになったのかね。そうではないんじゃないかと思うんですよ。その辺について説明をしていただけたらと思います。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 農林振興課長北崎順一君。
○農林振興課長(北崎順一君) 大石議員の第81号議案、国庫支出金精算償還金についてお答えします。

このうち、農林振興課関係の国庫支出金精算償還金につきましては、家畜導入基金事業の475万4,000円であります。本事業の内容につきましては、家畜導入基金を利用して肉用牛の品質向上並びに肉用牛資源の維持拡大を図るため、肉用繁殖雌牛の整備、増殖に意欲ある者、または高齢者等に市が繁殖牛の導入を行い、その牛を無利子で農家へ貸し付け、5年後に導入相当額を返還し、その牛を最後は、農家へ譲渡を行うというものであります。

今回の精算償還金は、国の家畜導入事業の廃止に伴い、旧真玉町から引き継いだ家畜導入基金の国庫分の返還金であります。この基金の出資比率は、国が49.71パーセント、県が49.71パーセント、市が0.58パーセントであります。したがって、国の出資比率であります基金総額の49.71パーセントに相当する金額の返還を今回行うものであります。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。
○福祉事務所長(大園栄治君) 大石議員の第81号議案について、国庫支出金精算償還金についてお答えいたします。

福祉事務所の所管分につきましては、いずれも補助事業の次年度精算に係る国、県支出金の償還分であります。

例年10月頃に補助金の確定通知書が送られてくるため、第4回定例会において補正予算措置をするものでございまして、内訳といたしましては、社会福祉費国、県支出金精算償還金として、国庫支出金分が152万8,396円、県支出金分が35万9,020円、老人福祉費国、県支出金精算償還金として、国庫支出金分が433万6,487円、児童福祉費国、県支出金精算償還金として、国庫支出金分が4万9,278円、県支出金分が2万4,639円、生活保護費国、県支出金精算償還金として、国庫支出金分が977万5,

683円、県支出金分が72万7,735円となっております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。
○保険年金課長(小野俊久君) 大石議員の、第81号議案、大分県後期高齢者医療広域連合の負担金についてお答えします。

大分県後期高齢者医療広域連合負担金として計上しております167万3,000円につきましては、本年度大分県全体で見込まれております6,000万円を市町村の負担割合で案分した金額でございまして、後期高齢者医療制度の実施に伴う準備委員会経費及び広域連合の運営に必要な報酬、給与、手当、事務所経費等を各市町村で負担するものでございます。

市町村の負担割合は、規約第17条に基づき、均等割10パーセント、高齢者人口割45パーセント、人口割45パーセントでございまして、

均等割につきましては、各市町村で被保険者数に関わらず固定的な事務が存在しており、市町村規模も考慮して大分県全体でこの制度を支えるという制度の趣旨を踏まえ、10パーセントの均等割となっております。

また、高齢者人口割と人口割につきましては、高齢者人口に比例した事務量が生じることや、高齢者人口比率の高い市町村は財政規模の小さな市町村が多いことから、制度の安定と継続性を考慮して、高齢者人口割と人口割の負担割合を同一にすることとなっております。

次に、86号議案、広域連合議会の議員の本市からの選出人数について、質疑にお答えします。

広域連合議会の議員定数につきましては、構成する各市町村の実情の把握及び意見を反映させるため、各市町村へ均等に18人を割り振り、人口8万人を単位とした人口割で8人が配分されており、大分市に5人、別府市、中津市、佐伯市に各1人を加配し、合計で26人と定められております。

別表第2のとおり、本市からの選出人数は1人となっております。本市において定数を変更することは困難でございます。

次に、後期高齢者医療制度における被保険者証の発行交付について、お答えします。

後期高齢者医療制度におきまして、被保険者証の発行交付につきましては、広域連合が行う事務とされておりまして、それに伴う市町村の事務は、被保険者証の配布、回収等の窓口業務が予想されております。

次に、滞納があった場合の取り扱いでございますが、本市においては、国民健康保険税の滞納のある方については、3ヶ月ごとに納税相談を行い、短期の被保険者証を交付することにより、収納対策を実施しております。これにより、病気のとき

には、病院で被保険者証を提示し、治療を受けることができます。現在の老人医療受給者は、国民健康保険税を長期にわたり滞納することにより、医療費を一旦全額自己負担とすることになる資格証明書の発行の対象外となっておりますが、厚生労働省の案によりますと、後期高齢者医療制度におきましては、保険料を納期限から1年間滞納すると、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することになっております。

次に、後期高齢者医療制度の対象者数について、お答えします。

老人医療受給者数につきましては、本年9月末現在5,098人でございます。そのうち、国民健康保険の加入者が4,046人、社会保険等の加入者は1,052人でございます。

次に、関連一般質問の、高齢者の医療制度についてであります。ご案内のように、本年6月に公布されました健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、平成24年度までにわたる医療制度改革が実施されております。これらの改正につきましては、山田議員の質疑に対して答弁いたしましたように、将来にわたって持続する医療保険制度とするための制度改正でございますので、関係機関の働きかけにつきましては、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 市参事兼総務課長鷺海豊君。

○市参事兼総務課長（鷺海 豊君） 第88号議案、議員の報酬についての質疑にお答えいたします。

在任特例の適用を受けた後の議会議員の報酬につきましては、合併して1年を経過した後の早い時期に、新市の特別職報酬等審議会に諮問し、現行の額及び県内同規模自治体の例を参考に調整する、まあそういうことと、合併協議会で、そのようなことで合併協議会で決定を受けたところでございます。

また、常勤特別職及び教育長の給与につきましては、合併協議会において、県内他市の状況を参考に適切な額で調整されましたが、当時は、多くの市町村が合併協議をしている最中でありましたので、すでに調整が済んでおりました本市の常勤特別職及び教育長の給与につきましても、合併協議会において、合併して1年を経過した後の特別職報酬等審議会に諮問し、新市の支給額及び県内同規模自治体の例を参考に見直しを行い、給与の適正化に努めるものと、決定を受けていたところでございます。

したがいまして、平成18年9月5日に、市内の公共的団体等の代表者や、識見を有する市民の方で構成される豊後高田市特別職報酬等審議会に諮問をいたしたところでございます。

その後、県内の同規模自治体の報酬等に関する資料等を参考に審議が重ねられまして、11月7日の審議会にて議員報酬につきましては改定するよう、また常勤特別職及び教育長の給料につきましては、改定の必要がない旨決定され、答申をいただいたところでございます。

この度、この答申の趣旨を尊重いたしまして、答申どおり、議員報酬月額に改定に係る提案をいたしたところでございます。

次に、第89号議案についてお答えします。

この議案につきましては、常勤特別職及び教育委員会教育長の退職手当の算定に用いる在職月数の規定を、実態に合わせた表現に改めたいので、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、関連一般質問でございますが、市長の退職手当につきましては、本年第1回定例会で議員のご質問にご答弁申し上げましたように、県下14市の状況では、大分県退職手当組合に加入している団体を除きましては、最低の率で支給するよう定められているところでございますので、豊後高田市特別職報酬等審議会に諮問する必要がないと判断いたしまして、現在のところ、率の改定につきましては、特に考えておりません。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） それでは、再質疑をしたいと思います。

最初の、第81号の関係の、国庫支出金の精算償還金についてですけれども、いまの説明の中で、生活保護費について、約900万円償還するということに説明があったと思うんですけれども、豊後高田市の現在の生活保護受給者というのは、県内の中でも、人口割で見ましても断トツに少ないんですよ。ここ10年間の伸び率を見ましても、伸び率もないくらいに少ないんですけども、900万円戻すということは、何か900万円取り過ぎておったということなのかね、それちょっとわかるように、あるいは、もう生活保護受給してるんですけども、もう無理にして止めてもらったからそれだけ浮いたということなのかね。

基本的には、今回、高齢者加算とか、母子家庭加算がね、なくなるちゅうことで大きな問題になってるんですけれども、高田の場合は、元々この受給者が少ないちゅう問題でね、900万円も償還するちゅうはどういうことなのか、市民にわかるように説明してもらえんでしょうか。

次が86号議案ですね、広域連合の関係なんですけれども、まあ議員については、もう1人を2人に増やすことは難しいということなんですけれども、先程の説明では、もう大雑把で、人口8万人以上というように、8万以上と、8万以下というように、大雑把で分かれる1人が増えるか増えないかということになるような、全県的にみま

して、26人しか定数がないということそのものがね、実際に後期高齢者の意見が反映できるんだろうかというように思うわけです。しかも、それは直接選挙じゃなくて議会の中から選ぶということになれば、なおさらのことですね。なぜこれを改めて質疑するかといいますと、介護保険とは違って、この広域連合では、2年に1回保険料の改正をしていくと。で、この75歳以上の医療費が上がれば上がるだけ保険料が上がるという制度になったわけですね。いままでの保険では、そういうことなかったんです。今回は、もう75歳以上は特別扱いでその医療費が増えれば増えるほど保険料を上げますよと。どういうことなるかったら、保険料の負担が増えることと同時に、もう医療を抑制しなければならぬと。もうお金がなければ、しかも、滞納すれば、さっき説明があったように保険証は取り上げられると。お金がなければ、もう治療を受けられないということにどんどんお年寄り追い込む結果になるんでね、やっぱり保険料をどう定めるのか、適正な保険料をどう定めるのか。あるいは、独自の減免制度をちゃんとしたものを創設するかどうかということ、議会で審議をして決めることになるわけですね。だから、まあ高田から1人よりは2人出たほうが、高田の75歳以上のお年寄りのためになるんじゃないかと思って、私はあえて2人論を要求してるんですけどね、これは、もう課長ではなくて市長自身がやっぱり政治力で、もう思い切って、これ後期高齢者のために定数を倍にしようやと、高田からも2人出るようにしようやというような提案ができないのかどうなのか、市長の見解を聞きます。

それから2つ目が、市町村の事務で、まあ保険料を徴収するんだけど、保険証についても配布したり回収することもするというように言われたですね。そうして、滞納者については、1年以上の滞納者については、保険証を取り上げて資格証明を出すことになるんだという先程説明があったんですよ。そこで聞きますと、国保との関係でね、私の理解では、国保では、従来、国保税を滞納しておいても、後期高齢者分は、障がい者や被爆者と同じように扱って、短期保険証とか資格証明書を発行してはならないというように厚生省からの指導があつてというように、私は理解してるんです。豊後高田市にも、だから後期高齢者については、資格証明書を発行した例はなかったと思うんです。

ところが、同じ高齢者でありながら、今回こういう制度が創設されることによって、1年間以上滞納すれば保険証を取り上げられるということはもう大変な問題だと思うんですけども、この従来の国保と、今度の広域連合でのこの事務では、その辺の違いが厚生省からあつてののかね。そこ

まで明確になってるのか。それは、やっぱり柔軟路線をとって、無理してでも保険証を収めない方についてもですね、やっぱり保険証取り上げ方式ではなくて、柔軟路線を採るべきだと思うんですけど、それができないのかという質問です。

それからいまの説明で、これまで国保以外に加入しておいた方が1,052人おられるそうなんですけれども、この方については、私が先程指摘したように、国保以外に加入しておれば、実際に75歳以上の方は、保険料は、全く負担しなくても済んだのではないかと。ほんなら、その家族の方がその人がおるために家族の方が負担が増えておったと。今度は、その社会保険などから高齢者が75歳以上の方が脱退をして、こちらの広域連合に入ることによって、1人減ったからという形で、子どもの社会保険が減るということではないですわね。個人的には、全然関係ない。何人入っておろうともね、入ってなくても、子どもさんの社会保険というのは変わらなかったと思うんです。

しかし、変わるの、いままで無料であった、負担ゼロであったものが、この1,052人については、新たに負担がかかるというように私は理解するんですが、そういうことですか。

これがいま大きな社会問題になっておるんで、とりあえず2年間だけは半額で済まそうとなってるんですけども、これは高齢者にとっても大変なこれは事態ではないかと思うんですけども、その辺市長は、このゼロからですね、新たな負担になるというお年寄りが1,000人を超えるということについて、どういう認識をされてののかね。これを何とか救済対策ちゅうんですかね、負担軽減対策は考えられないのか、どうなのか、市長の政治姿勢が問われる問題ですので、あえて市長の見解を求めたいと思います。

いわゆる豊後高田市独自でできなければ、どうしてもその負担に耐えられない方については、広域連合自身で独自の減免制度ができないかですね。国保については、豊後高田市についても、一応減免制度ができてるんですよ、ね。それは、大分や別府とは違いますけれども、だから今度の広域連合についても、やっぱり広域連合独自のその減免制度なるものを作るべきだと思うんですけども、規約の中にはそれがありませんね。まあ、まあ今後保険料条例というものを作られると思うんですけども、そういうの中には入れるべきだと思うんですけども、市長の見解をお尋ねします。

あと、その医療費全体の問題で、働きかけは現時点で考えてないと言われたんですけども、まあ今年の4月からリハビリ治療についても、もう180日を限度としてあとはできないようになるとかね、だから、もう日常生活が困難なお年寄

りがどんどん増える問題、そんな馬鹿なことがあるかと、いま、国に向けて見直しを求める世論がどんどん広がってるんですよ。あるいは、先程も言いましたけれども、この療養病床が38万床から15万床へと削減されるということで、もうお年寄りには病院から追い出されるんじゃないかといつて、もう大変な不安にさらされてるわけですが、こういふなかで、本当に市民が安心して医療が続けられるためには、リハビリも年間180日という制限を取っ払ってね、やっぱり必要な方にはリハビリができるようにする、治療が受けられるようにすべきでないかと思うんです。

まさに、高齢者が安心して、この病気になった場合に治療ができるように、この療養病床の削減をしてはならないと。もっと、やっぱりこの高齢者や国民の立場に立って医療守れというようにですね、市長として働きかけるべきではありませんか。あなた自身、いま元気のように、私も元気ですけども、いつだれがどうなるかわかりませんのでね、やっぱり病気になったときには、そう金持たなくてもね、安心して治療ができるようにしないと、病院から追い出されるようなことがあってはならないと思うんですけれども、市長の見解をお尋ねします。

次が、88号89号の関係で、一括して再質疑しますけれども、いまの説明では、合併協議会の決定事項もあって、それに基づいて審議会に諮問したところ、もう市会議員だけは正副議長、議員も下げると、市長や助役や教育長は、そのままできようということになったということなんです。で、退職金については、もう諮問もしなかったということなんですけれども、第1の、議員と市長など常勤職の給料の関係なんですけども、これは、永松市長自身が、まあこれまで市長を続けてきた結果ね、市の財政状況や、市民の世論を勘案すると、議員だけじゃないと。俺も助役も教育長もちょっと給料下がるかということをやればね、それは市長の腹一つで下げられんことはないわけです。議会に提案できんことないでしょう。で、市長自身はそういう腹はありませんか。私は市政に対するアンケート取りましたけれどもね、やっぱり市長に対する批判がね、予想以上のもの、議員に対してももうすごい批判なんですよね。一番あるのは、やっぱり報酬や給料を下げろというのが、もう大きいんですよ。

これ市民の世論に応えるために、ああ、今度は議員が下がることはよかったなというふうに、もうちょっと下げてくれという声もあるかもしれんけどですね、一般論としてはよかったと。なんで市長だけ、市長や助役は下げなくていいのかという批判もまた出ると思うんですよね。

で、よって、再質疑としては、市長自身が下げようと思ったら下げられるんですけれども、その

下げる気はないのかどうなのか。市長の政治姿勢として意見を聞きたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

それから、退職金ね、退職金で、退職金の基になるのは、私はいまのこの議会で議決してる報酬の基本単価の計算になると思っておったんですけども、いま、市長が一定の額、給料減額してますわね。給料は、実際減額してもらいは少ないんだけど、退職金のときはそうではなくて、元の本俸で決まるという理解だったんですけども、県知事の退職金を聞いてみたら、そうじゃなくて、県知事がもう減額してますわね。報酬よりも減額しておった。今度も、また報酬下げるわけなんですけども、県知事の場合は、この条例の額によって積算されると聞いてるんですけども、県知事と市では、退職金の計算方法が違うということなんですか。

それから49ヶ月問題ちゅうのはね、それはもう1期で市長が辞めた場合には49ヶ月と。続けた場合48ヶ月で、実質まあ豊後高田市の場合、2期目の市長については、障害なかったんだけどね、今度は、1期やろうと2期やろうと、もう48ヶ月明確にするということですからね、それは了とするとんですけれども、額が11市の中で一番最低というけれども、100分の50でしょう。100分のほとんどが50になってるんですよ。だから、それは先進を切って下げられんことはないわけよね。真玉の町長選挙じゃなかったでしょうかね、私はもう退職金要りませんというような候補者もあつたように聞いてるんですけどね。全国的には、インターネットで調べてみましたけど、かなりのところで、知事も市長も退職金は要りませんという宣言をやってるところがありますね。

だから、高田だって、市長がその気になって諮問した場合にですよ、私はあえて、全く要らないじゃなくて、半分にしてくれという提案をしてもね、それは諮問委員会の中で、ああ、そら市長がそう言うならそうしましょうちゅうことだって、あり得たわけなんです。しかし、いま、総務課長の説明では、諮問もしなかったということなんですけども、市長あなた自身は、いまの退職金でよいと思ってるんですか。たとえば退職金もらっても、もう大分のほうに帰ってしまうために、もう税金は大分のほうに払うようなことになるんじゃないかという市民も大勢あるわけですね。だから、それは大分に持って帰るよりは、もう退職金減らせという声はかなりあるんですけれども、それに応えるためにもね、市長自身が諮問委員会に諮問をすべきだったと思うんですけども、なぜ諮問しなかったかちゅうのは、市長自身の言葉でね、明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長(大園栄治君) 大石議員の再質問にお答えいたします。

ご承知のように、生活保護制度は、最後の公的救済制度でありまして適正に実施をしております。

平成17年度は、合併後の初年度でありまして、受給者の分につきましては、多めに見積もっていたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。
○保険年金課長(小野俊久君) 大石議員の、保険料についての再質問にお答えします。

提出資料の下段に記載しておりますが、被用者保険の被扶養者で、基礎年金79万円の方については、月額3,100円で、年額にいたしますと3万7,200円等になることが示されております。

次に、保険料の減免制度について、お答えします。

後期高齢者医療制度における保険料の減免制度については、現在、制度の詳細が示されておられません。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。
○市長(永松博文君) それでは、私への質問についてお答えをいたします。

まず、大分県後期高齢者医療広域連合の議員定数の話でありますけれども、これについては、一応要望するつもりはありません。

それから、保険料については、先程課長も言いましたように、これからまたいろんなものが出てきましようし、協議、1年間19年度は協議をいろいろしていきますので、その中でどういうふうになっていくかという、いずれにいたしましても、高齢者は安心して暮らせる社会にしなきゃならんということは、そういうふうな考え方だと思っております。

それから私の、我々特別職の報酬についてでございますけれども、これは合併協議会の中で皆さん方ご存知のように、我々特別職については、合併協議会の中で決めたということで、そして、また皆さん方については決めなかった、そして、それから決めるということなんです。なっております。

そしてそれと同時にもう1つ、私も他の特別職も、この今現在も減額でやっておるといってございまして。そういう面では、私も合併協議会の中で新しい報酬がいかにあるべきかということを議論していただいて、そして決めて、そしてそれから行革の中でもう一遍減額という話をすると、そういうことではございまして、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 市参事兼総務課長鴛海豊君。

○市参事兼総務課長(鴛海 豊君) 大石議員の再質問の中で、退職金の計算方法の関係でございますけれども、基になる数字につきましては、市長が100分の50でございますけれども、知事は今回100分の67になるようでございますけれども、この計算方法につきましては、同じ方法であるというふうに認識しております。で、そのときに、知事の特例減額措置については、元に戻らなくてそのままいくというようなことではございますが、その辺については承知しておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。
○40番(大石忠昭君) 指名をいただきましたので、もう一度質問をいたします。

最初の償還金の問題で、いまの福祉所長の答弁では、合併後初めてのことであり、多めに見積もっておったのでということで、もらいすぎておったから返したというように聞こえるんですけどね、実際に、私が先程から指摘してるように、豊後高田の場合、他市に比べてみて、生活保護率というのが一番低いと思うんですね。で、年度途中で打ち切られる方もあるわけなんだけど、これだけ国に返還するんならね、まあそうむげに打ち切ることにはなかったんじゃないかなと思うから、改めて質問をするんですけども、見積りが多めに見積もっておったということが本当に原因なのかね、それとも、年度途中で打ち切ったことが原因なのかということを明らかにするためにもね、この昨年度の決算なんですけど、それ昨年度の決算の結果でしょう。昨年度、合併後初めの年に、4月から3月までの間に生活保護を途中で打ち切った方が何人ぐらいおるのかね。その打ち切った方のやっぱり総額ちゅうのはどれぐらいになるのかね。そのことによって、あなたの答弁が的確かどうかというのが明らかになると思うんですよ、ね。その辺を明らかにしてください。

それから、あと、広域連合の関係で、まあ議員を増やす考えがないということなんで、あと、市長は、1年間かかっている議論するから云々と、まあ安心して暮らせるような社会でなければならぬと言われたんだけどね、そこで、その議案質疑一般質問の関係で質問をしますとね、私の指摘した1,000人を超える方が、ゼロからね、新たな負担になるんじゃないですかと。その点について、これも新たな負担ということで、大きなこれは高齢者に打撃を与えることになるのでね、その辺のことで、市長はどう認識されてるかということについては、全然答えてないんですよ。ここの辺の認識がなければね、あの障がい者の問題と同じなんです。本当に障がい者の負担が増え

て困るということで市独自の制度を作ると同じ問題なんですね。

だから、小野課長は、いま、全県一本のこの独自の減免制度についてはね、まだいまのとこ詳細がわからないと言われたんです。これは、市長などが頑張ってもらわないと、本当に困る高齢者の立場に立ってもらわないと、議員が26人しか出ないような議員でね、あまり理解できないまま、はい、はい、提案どおりはい、はいちゅうようなことではね、独自軽減ができないんですよ。あるいは、保険料もどんどん上がるばかりになるんでね、私は議員を増やせというように要求したんですけど、それができないんならば、この新たな負担になろうとしてる方々についての、いま1年間は半額だけでも、半額じゃなくてそれ以下になるような減免制度についてもね、特別に収入が、いまの国保税の減免制度というのは、国保税が前年度の所得計算でいってますけれども、収めるのは今年度、今年度収入が激減した方に減免制度ができることになってるわけですね、高田でも。

だから高齢者についても、何らかの今度の広域連合の事業としてやるべきだと思うんです。課長は詳細がわからないと言われたけど、市長自身は、そういう制度が必要と考えるかどうか。できるかできんかは、これは全県的な問題ですけど、あなた自身は、安心して暮らせるような社会にしなければならぬと言われた。私が指摘してるこの新たに負担が増える方々について、何とかそう収入の割に負担が重たなくて済むようにな、いわゆる減免制度なるものが必要と思われるのか、どうなのかね。これは、もう医療制度の問題で根本的な問題なんです。医療費は、また別もんですよ。いま私が言ってるのは保険の問題なんです。当然ね、県で作らせるためにもね、何人かの市長が必要論を述べない限りはできないんですよ。それで、市長の見解を求めます。

それから、一般質問でやってる、医療制度の改悪を食い止めて何とか医療負担が軽減できるように、市長として、働きかけられないかということで、課長は、現時点で考えてないと言われたんですけども、市長自身は、本当に安心して暮らせるような社会をつくるために、医療制度をやっぱりこう見直すべきだと思うんです。思うんならば、関係機関に働きかける考えがあるのか、ないのか。その辺についても明確にしてもらいたい。

それから、あと、議員報酬のことで、市長自身は、合併協議会云々とか、諮問機関のことを述べましたけど、もう一度私が言ってるのは、市長自身が、合併協議会がどうあろうとも、市長自身がいまの市民の世論に答えて、議員だけでなく、俺も下げるぞと。助役や教育長は別としてでもですよ、俺が下げるということで、やればやれんことないでしょうかと。それやる気がないのかどう

かということを知っているわけ。人ごとじゃないんですよ、あなた自身のことを知っているんです。

それから、退職金についてはね、合併協議会で議論してないでしょう。して、しておるんですか。だから、今度の諮問についても、退職金については、諮問もしてないじゃないですか。それはなぜなのかと。

議員の報酬とかに諮問したのは、あなたがしたんでしょう。市長がしたんでしょう。なぜ退職金についてはしてないのか。そして合併協議会の中では、議員の政務調査費についても、この審議会で諮るようなことを決めてね、条例に謳うようなことまでしたんですよ。それをしながら、私が度々問題にしてきた退職金については、なんで合併協議会で議論しなかったのか。今度諮問機関に諮問しなかったのか。それもですね、市民に理解できるように明確な答弁を求めまして、再々質疑を終わりたいと思います。

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) それでは、後期高齢者の保険料、社会保険関係の保険料のことについて、お答えいたします。

元々、今回の制度が世帯単位から個人単位になったという、そこの辺のものからの問題だと思っております。そういう面で、これからどういうふうなことになるか、国そしてまた我々広域としてどうするかという議論もなるだろうと思っておりますので、先程ご答弁したとおりであります。

それから、保険制度そのものは、先程も課長が申し上げましたように、この保険制度をどう維持していくかということと、個人負担ということの問題の中でこういう制度ができあがったわけですから、これは注視しながら、そしてまた、その中でどういうふうなことを要望していくかというのは、これからの問題はあろうと思っております。それから、私ども報酬については、先程答弁したとおりでありますし、それから、答申の問題につきましても、先程課長が答弁したとおりであります。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長(大園栄治君) 大石議員の再々質問にお答えいたします。

平成17年度は、合併後初年度でありまして、旧1市2町の受給者の人員を見込んで見積りをしたわけでごさいます、廃止した人数の件につきましては、聞き取り時に特に聞いておりませんので、詳細な数値については、持ち合わせをしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(菅 健雄君) これにて質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております第81号議案から第84号議案まで及び第86号議案から第9

3号議案まで並びに第7号報告については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(菅 健雄君) 日程第5、本日まで受理した請願1件は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長(菅 健雄君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月12日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健雄

豊後高田市議会議員 河野 正春

〃 山本 博文